

障害者就労支援施策の動向

平成28年5月20日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

I 障害者総合支援法について

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者総合支援法対象疾病(難病等)の見直しについて

- 平成25年4月より、難病等が障害者総合支援法の対象となり、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(130疾病)としていた。

【障害者総合支援法における難病等の定義 第4条抜粋】

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

- 難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法(平成27年1月1日施行)が成立したことに伴う指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の検討を踏まえ、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討するため、「障害者総合支援法対象疾病検討会」を設置(H26.8.27)して、障害者総合支援法の対象疾病の検討を行い、第1次として、平成27年1月より、130疾病から151疾病に拡大。
- 平成27年3月に、同検討会において第2次拡大分の疾病の検討を行い、151疾病から332疾病に拡大する方針が取りまとめられた。
- 平成27年7月より、対象疾病を151疾病から332疾病に拡大。

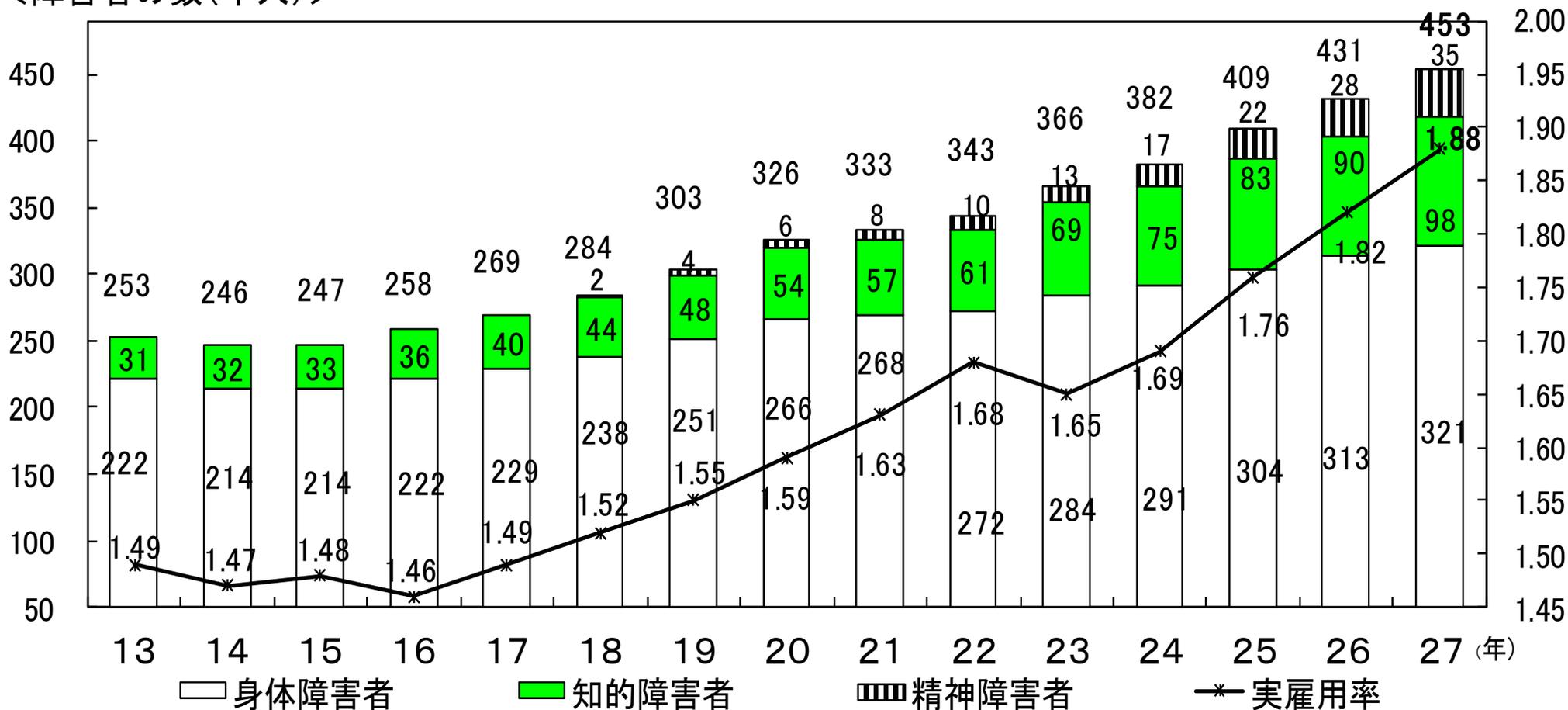
Ⅱ 就労支援について

障害者雇用の状況

(平成27年6月1日現在)

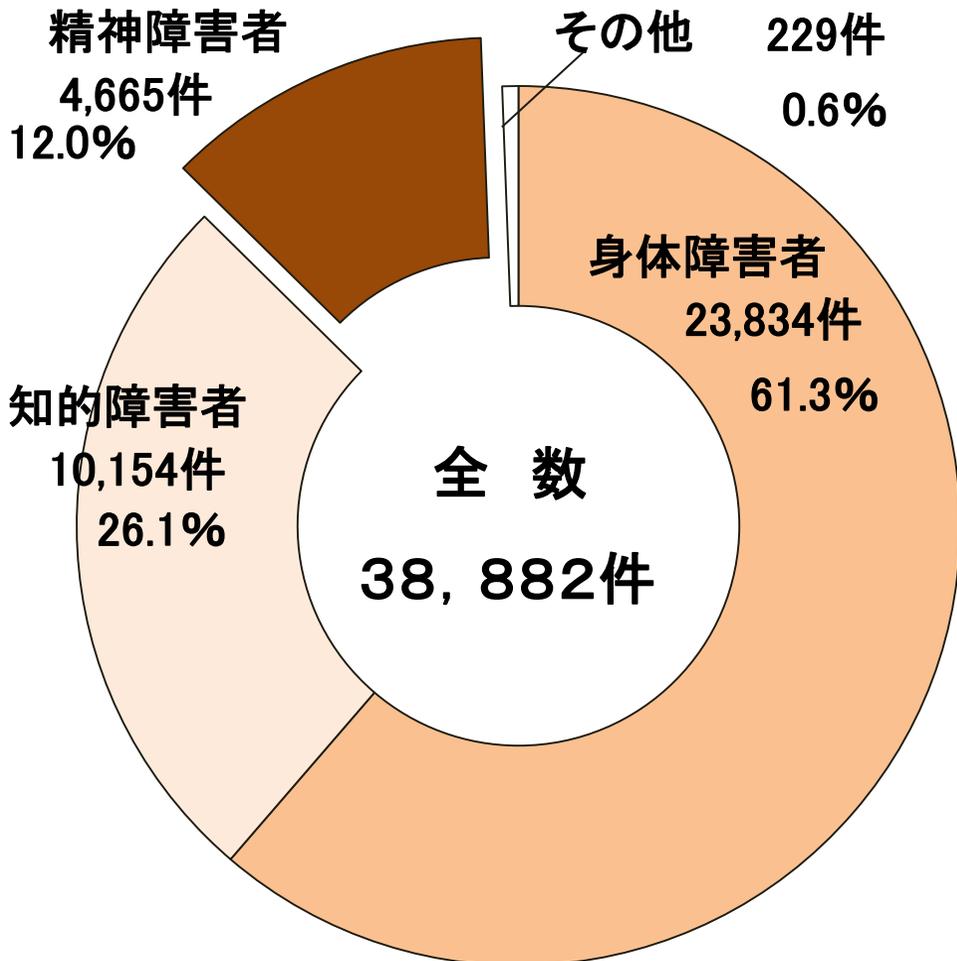
- 民間企業の雇用状況(法定雇用率2.0%) **実雇用率 1.88%** **法定雇用率達成企業割合 47.2%**
- **雇用者数は12年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>

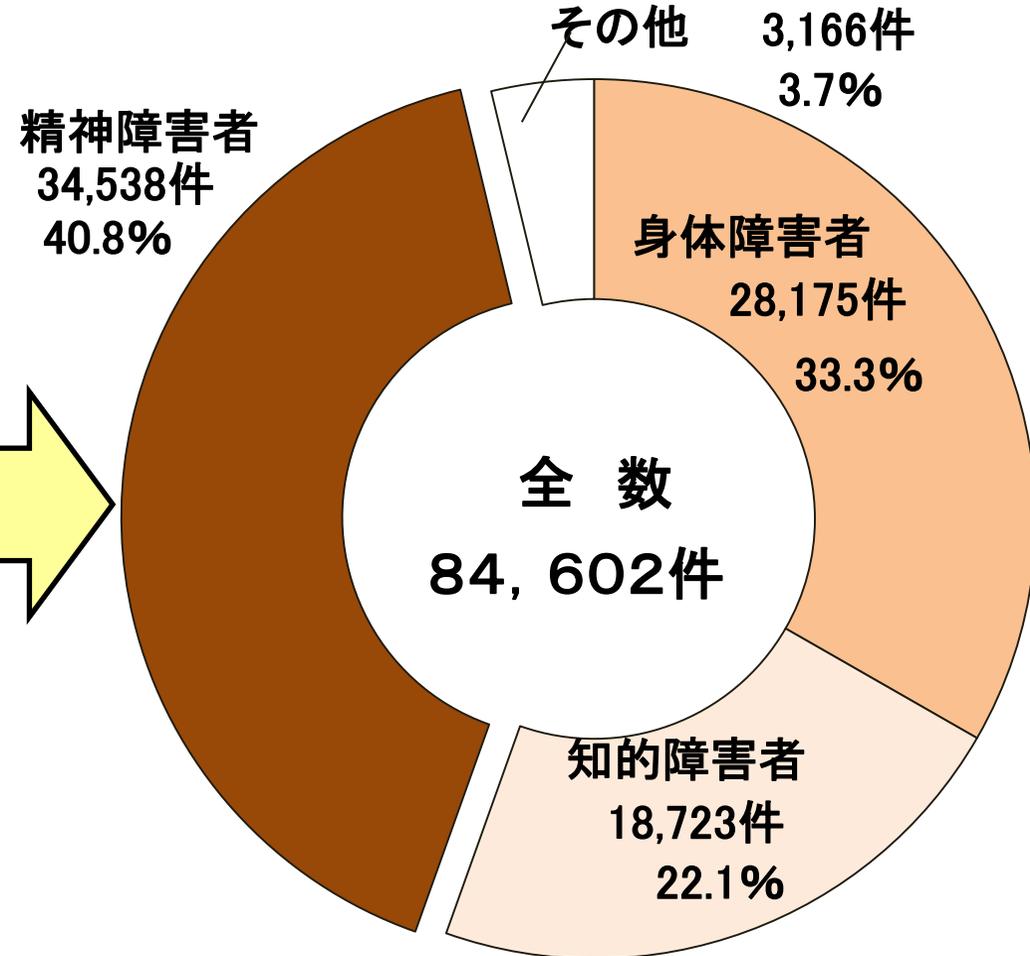


ハローワークの障害種別の職業紹介状況 (就職件数)

平成17年度



平成26年度



障害者の就労形態

○ 障害者の就労形態としては、一般就労以外にも、自営や障害福祉サービスでの就労がある。

	一般就労	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自営
障害者の位置付け	労働者	労働者かつ利用者	利用者	—
就労者(利用者)数	約63.1万人 (内訳) 身体:43.3万人 知的:15.0万人 精神:4.8万人	約5.5万人 (内訳) 身体:11,376人 知的:19,185人 精神:23,653人	約20.6万人 (内訳) 身体:26,220人 知的:113,262人 精神:66,116人	—
平均月額賃金(工賃)	身体:約22.3万円 知的:約10.8万円 精神:約15.9万円	約6.6万円	約1.5万円	—
労働関係法令の適用	あり	あり	なし	なし

(注1)「一般就労」の就労者数及び平均賃金月額は、常用労働者5人以上を雇用する民営事業所の状況。

(注2)就労継続支援A型・B型の就労者(利用者)数は、平成26年11月時点の状況。

【出典】平成25年度障害者雇用実態調査、国保連データ等

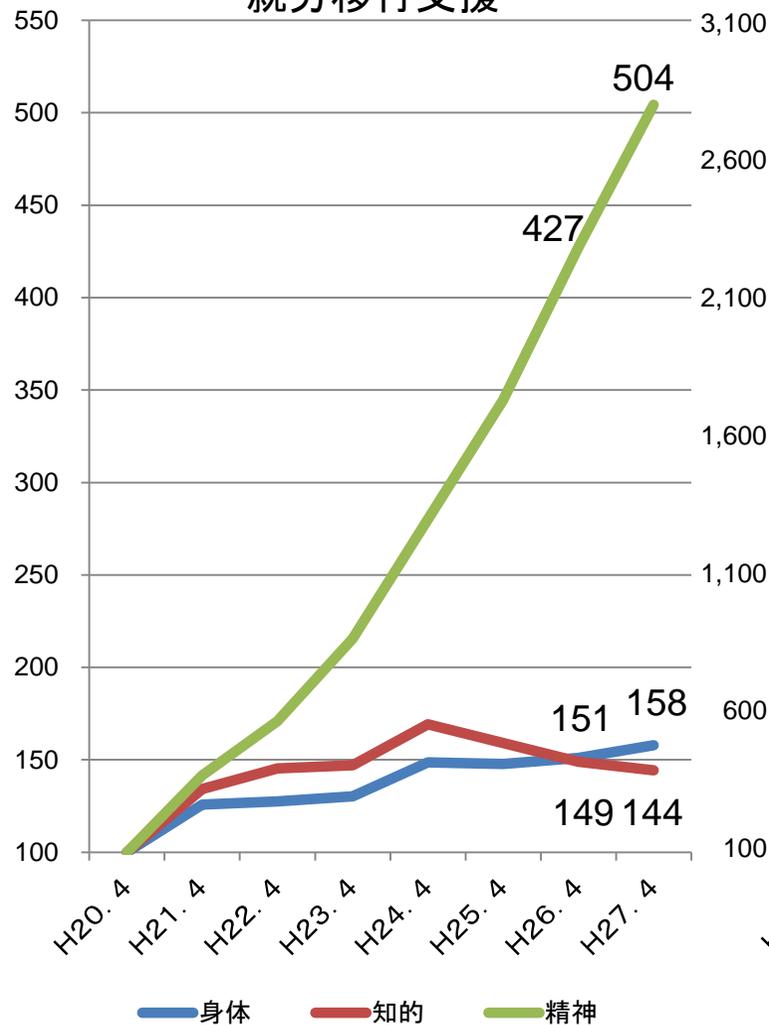
障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>就労を希望する65歳未満の障害者で、<u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u>に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p>	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>
報酬単価	<p>711単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>519単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>519単位(平成27年4月～)</p> <p>※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>
事業所数	<p>3,127事業所</p> <p>(国保連データ平成27年12月)</p>	<p>3,086事業所</p> <p>(国保連データ平成27年12月)</p>	<p>9,866事業所</p> <p>(国保連データ平成27年12月)</p>
利用者数	<p>30,580人</p> <p>(国保連データ平成27年12月)</p>	<p>55,279人</p> <p>(国保連データ平成27年12月)</p>	<p>206,965人</p> <p>(国保連データ平成27年12月)</p>

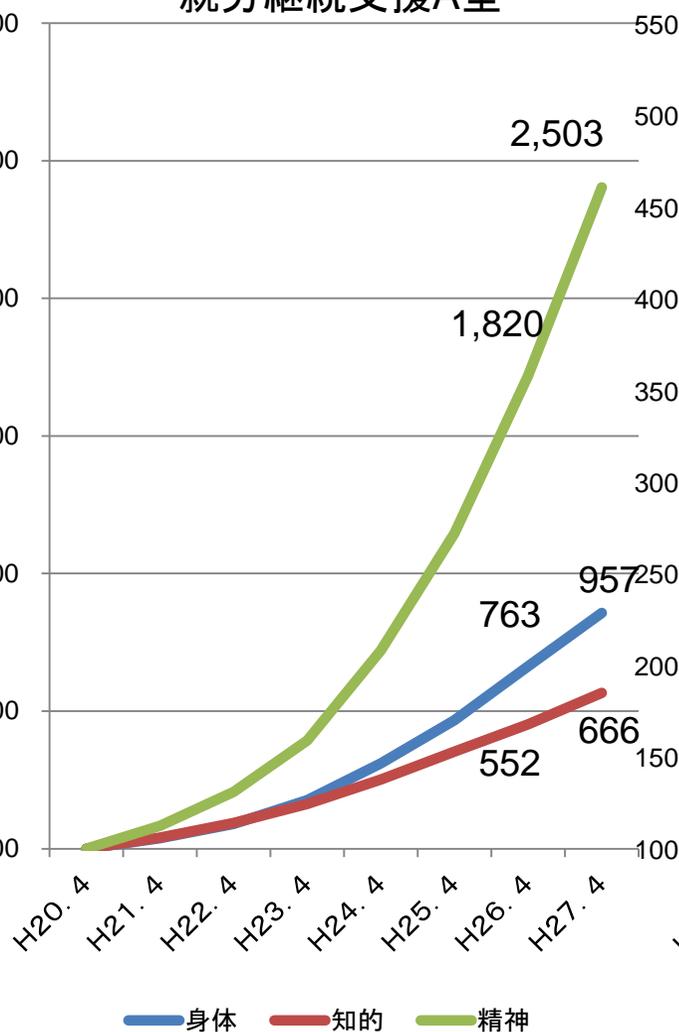
就労系サービスの利用者数(障害種別)の伸び(平成20年4月を100とした場合)

○ 就労系障害福祉サービスの障害種別ごとの利用者数の伸びを見ると、就労継続支援B型では障害種別による差はほとんどないが、就労移行支援及び就労継続支援A型では、精神障害者の伸びが大きくなっている。

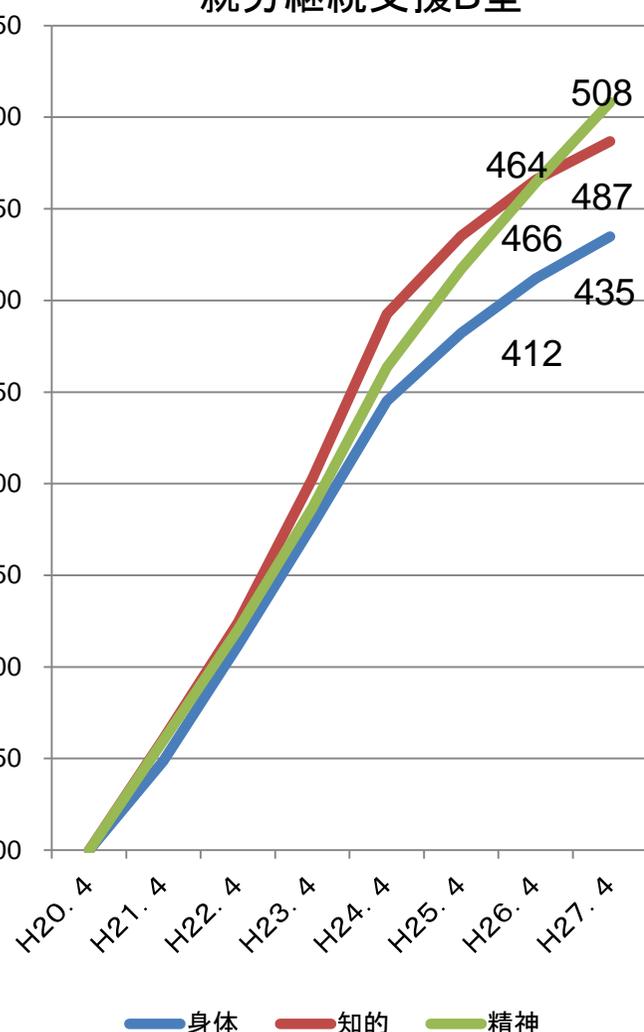
就労移行支援



就労継続支援A型



就労継続支援B型



就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数 **約788万人** 中、18歳～64歳の在宅者数、**約324万人**

(内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

一般就労への移行の現状

① 特別支援学校から一般企業への就職が**約28.8%** 障害福祉サービスの利用が**約61.1%**

② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間 **1.3%(H15) → 4.5%(H26)**

※就労移行支援からは**27.2%(H26)**

障害福祉サービス

・就労移行支援	約 2.4万人
・就労継続支援A型	約 4.2万人
・就労継続支援B型	約17.7万人
(平成26年10月)	

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)

地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15	1.0
2,460人/ H18	1.9 倍
3,293人/ H21	2.6 倍
4,403人/ H22	3.4 倍
5,675人/ H23	4.4 倍
7,717人/ H24	6.0 倍
10,001人/ H25	7.8 倍
10,920人/ H26	8.5 倍

企業等

雇用者数

約45.3万人

(平成27年6月1日時点)

*50人以上企業

(平成27年度)

ハローワークからの
紹介就職件数

84,602件

(平成26年度)

大学・専修学校への進学等

804人/年

12,555人/年

特別支援学校

卒業生20,532人/年(平成27年3月卒)

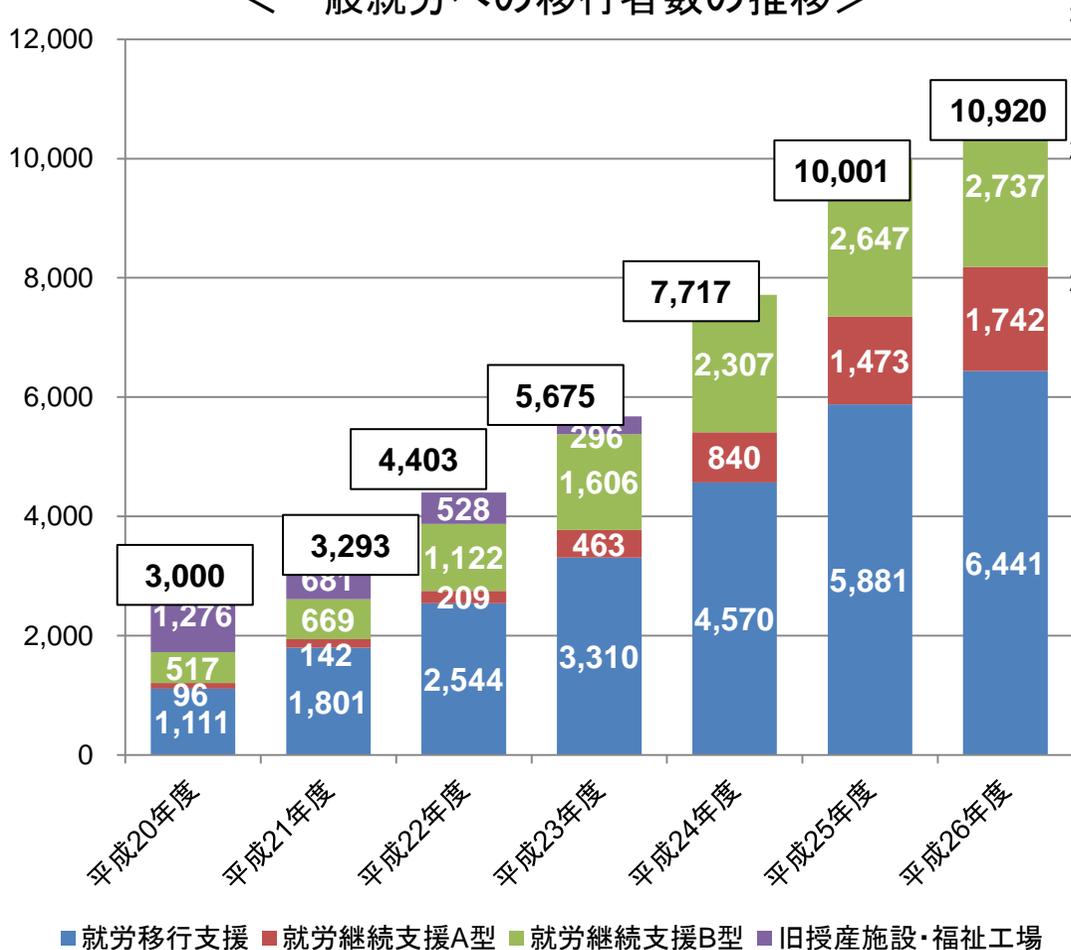
就職 **5,909人/年**

就職

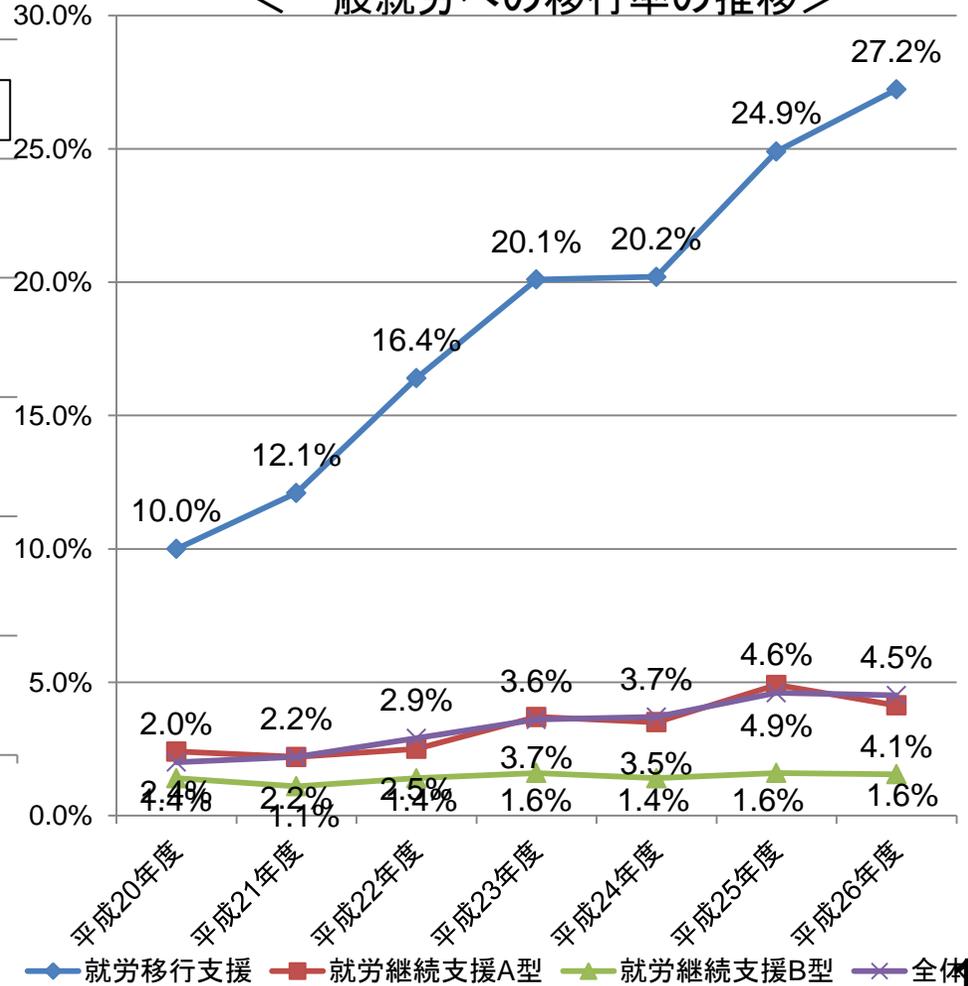
一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成25年度では約1万人の障害者が一般企業へ就職している。
- 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっており、就労継続支援B型では横ばいとなっている。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜一般就労への移行率の推移＞



就労移行支援

○ 対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者(65歳未満の者)

○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
 - 職業指導員
 - 生活支援員
 - 就労支援員
- 6:1以上
15:1以上

○ 報酬単価(平成27年4月～)

基本報酬

就労移行支援サービス費 (Ⅰ)	20人以下	804単位/日
	21人以上40人以下	711単位/日
通常の事業所が支援を行った場合、 定員数に応じて報酬を算定	41人以上60人以下	679単位/日
	61人以上80人以下	634単位/日
	81人以上	595単位/日
就労移行支援サービス費 (Ⅱ)	20人以下	524単位/日
	21人以上40人以下	467単位/日
	41人以上60人以下	437単位/日
	61人以上80人以下	426単位/日
	81人以上	412単位/日

主な加算

就労定着支援体制加算 21～146単位

⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6か月以上、12か月以上又は24か月以上就労している者が、定員の一定割合以上いる場合に加算

移行準備支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 41、100単位

⇒ Ⅰ：施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合
⇒ Ⅱ：施設外就労として、請負契約を結んだ企業内で業務を行った場合

就労支援関係研修修了加算 11単位

⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

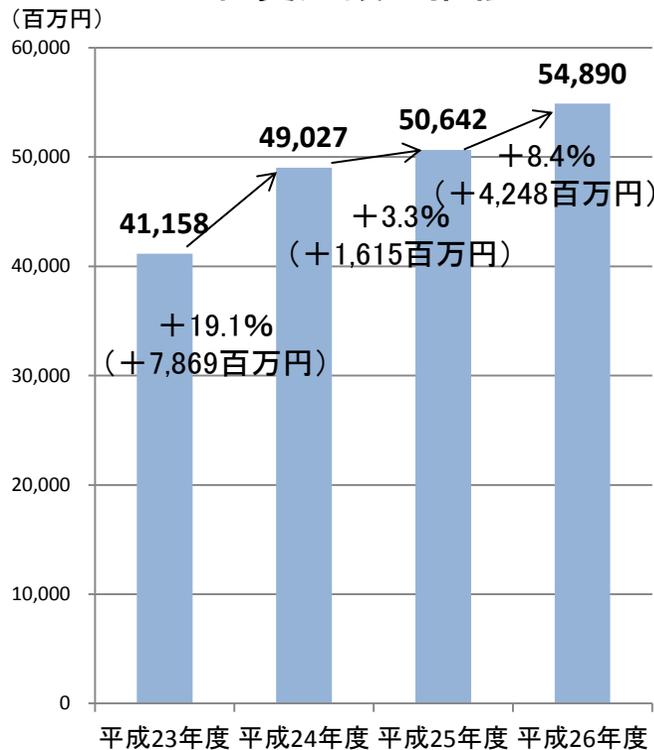
○ 事業所数 3,127(国保連平成27年12月実績)

○ 利用者数 30,580(国保連平成27年12月実績) **13**

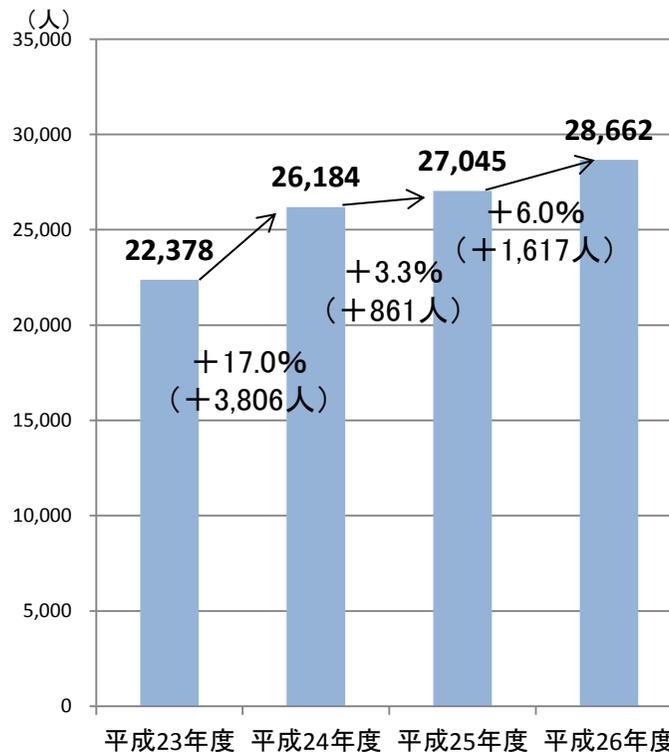
就労移行支援の現状

- 就労移行支援の平成26年度費用額は約549億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.3%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数については毎年増加しているものの、総費用額の伸びは鈍化している。

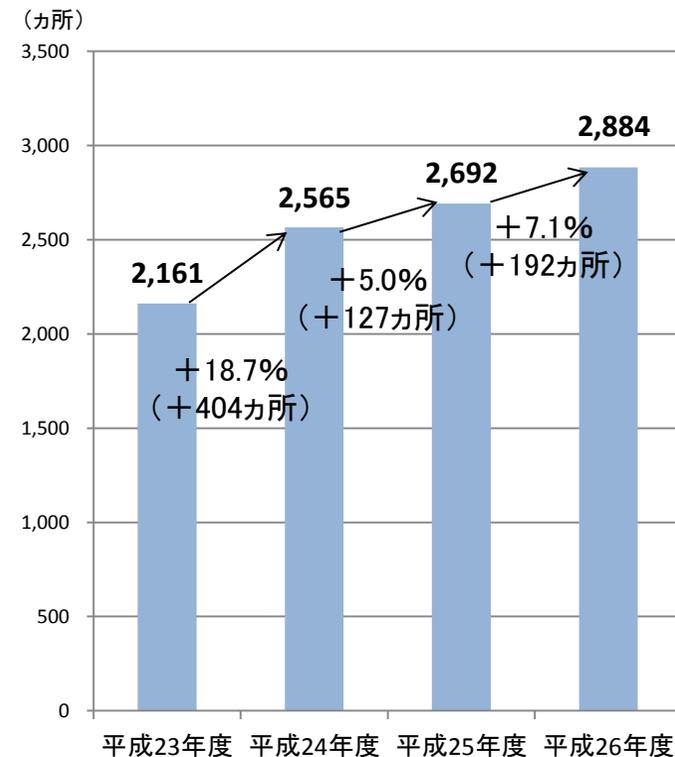
総費用額の推移



利用者数の推移



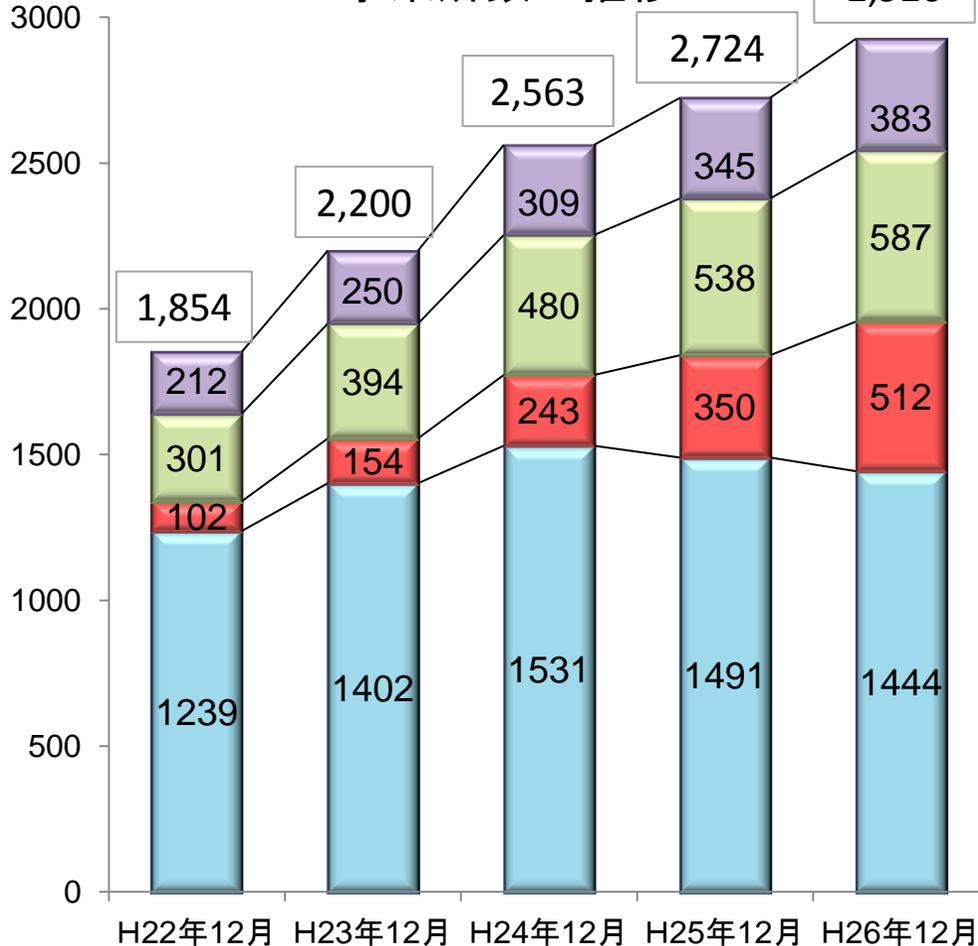
事業所数の推移



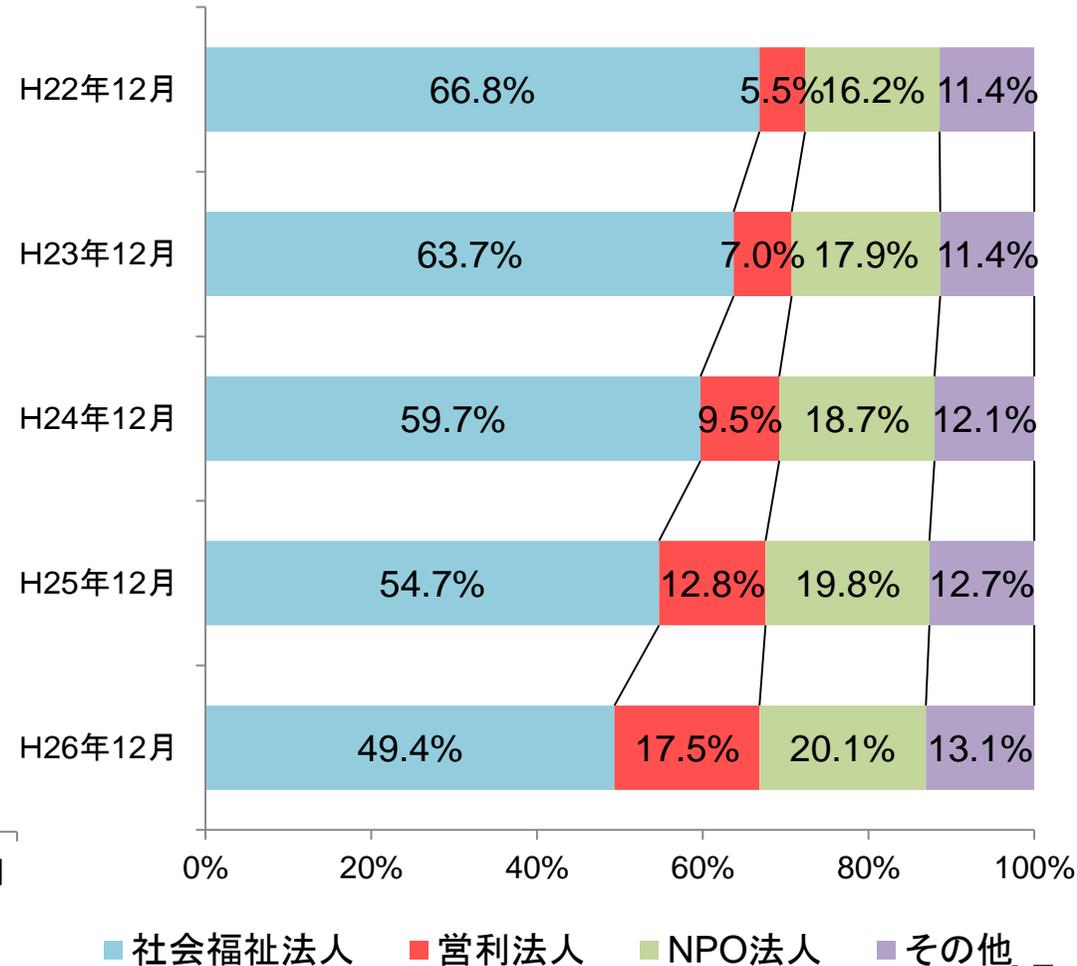
就労移行支援事業の事業所数の推移

○ 就労移行支援事業の事業所数は大幅に増加しており、事業所の設置主体を見ると、社会福祉法人が設置する事業所が約半数以上となっている。

事業所数の推移



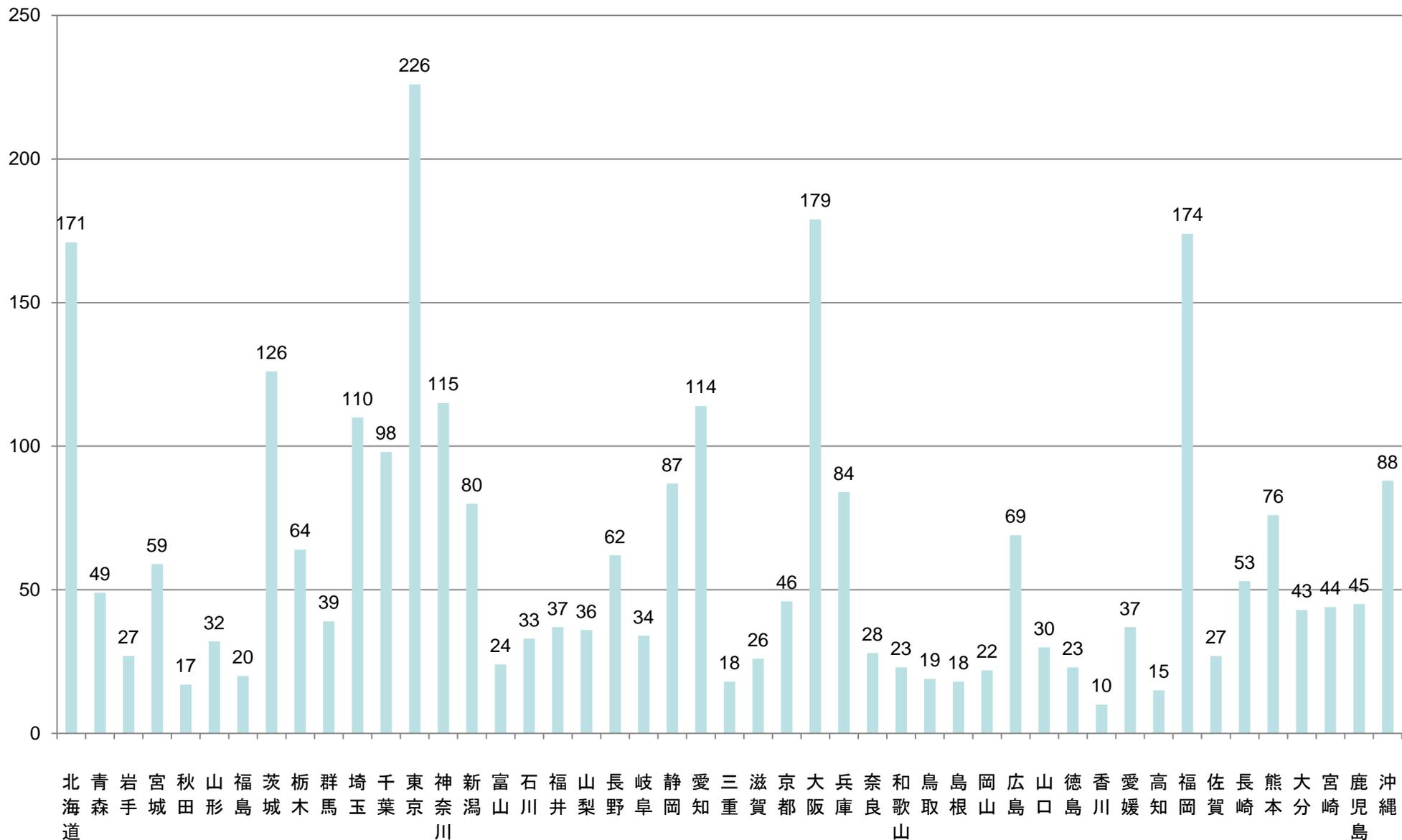
設置主体別割合の推移



■社会福祉法人 ■営利法人 ■NPO法人 ■その他

【出典】国保連データ

都道府県別就労移行支援事業所数

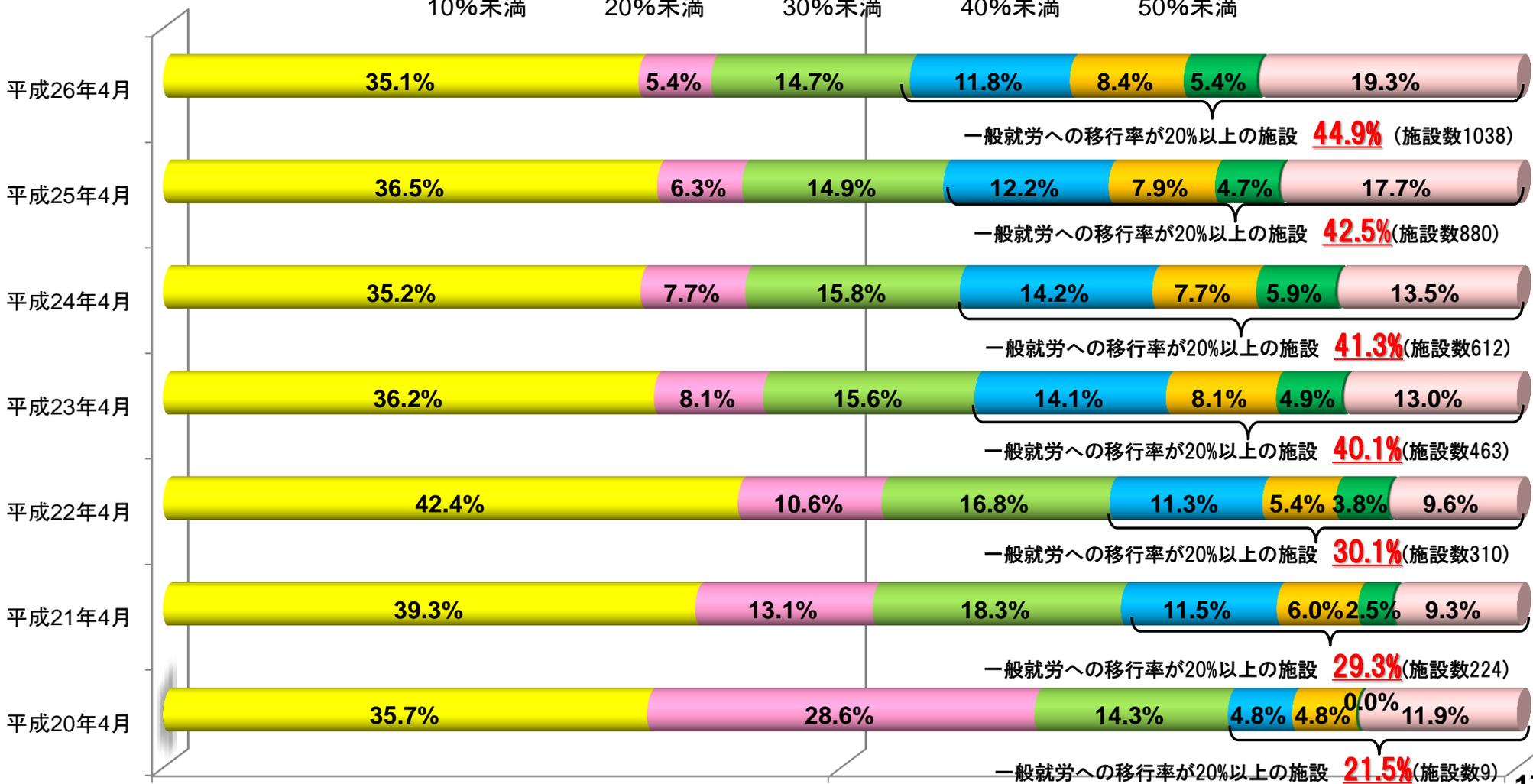


【出典】平成26年社会福祉施設等調査

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

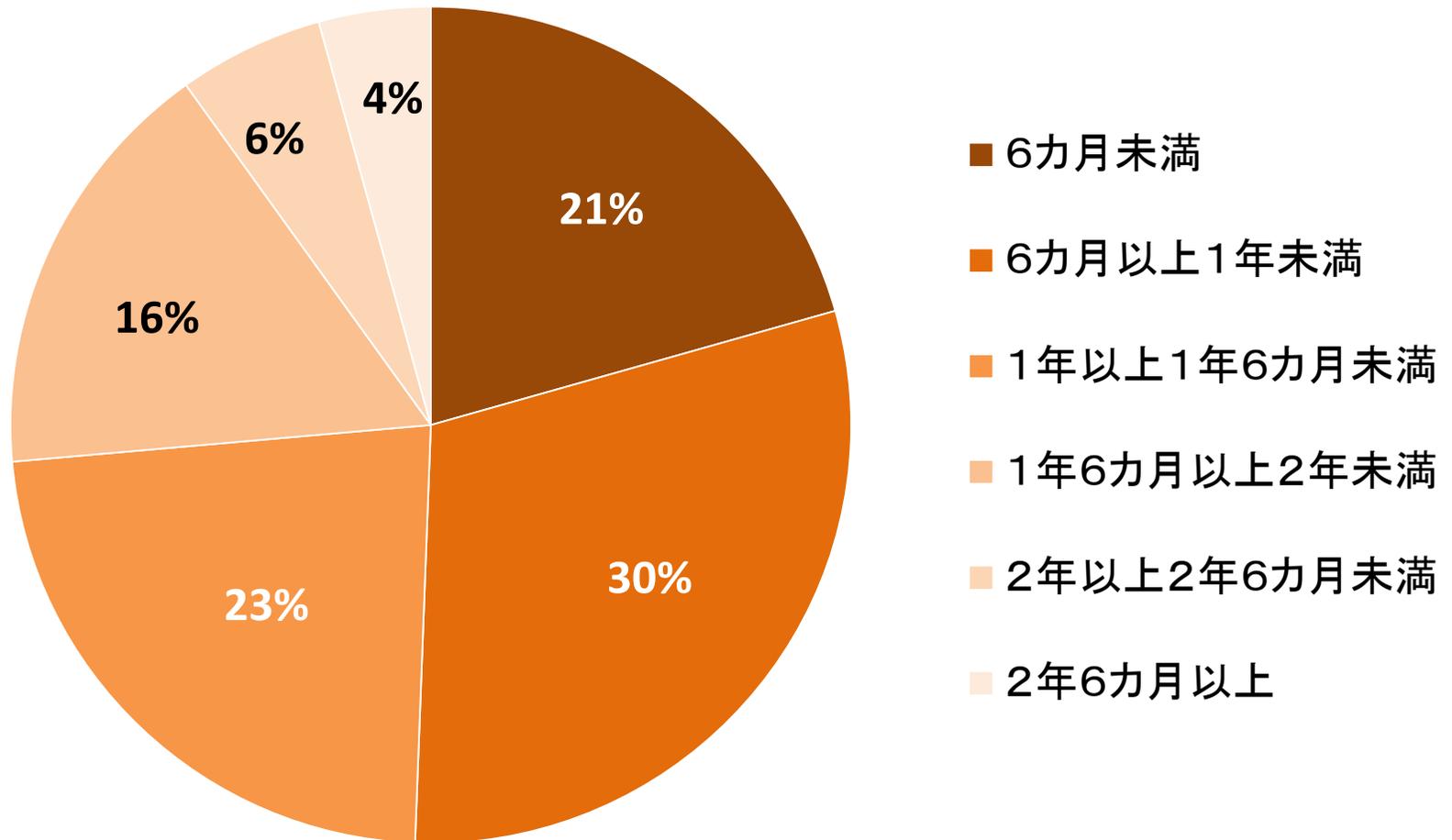
○ 一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、44.9%と年々上昇している一方で、移行率が0%の事業所が3割強あり、その割合はあまり変化していない。

(一般就労移行率) ■ 0% ■ 0%超～10%未満 ■ 10%超～20%未満 ■ 20%超～30%未満 ■ 30%超～40%未満 ■ 40%超～50%未満 ■ 50%以上



就労移行支援の利用期間の状況(平成25年度就職者)

○ 平成25年度における就労移行支援事業所から一般就労へ移行した障害者について、就労移行支援の利用期間を見ると、1年未満に就職した者が約5割となっており、原則の利用期間である2年以内に就職した者は約9割となっている。



一般就労への移行実績がない事業所に係る評価の適正化(平成27年度報酬改定)

- 平成27年度報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設。
- なお、就労継続支援A型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスの種類を変更するものであるため、実績には含まないこととした(平成28年4月1日施行)。

一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し内容

過去3年間の就労定着者数が0の場合 ⇒ 所定単位数の85%を算定(15%減算)

過去4年間の就労定着者数が0の場合 ⇒ 所定単位数の70%を算定(30%減算)

※ 「就労定着者」とは、一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6ヵ月以上雇用されている者

過去2年間の就労移行者数が0の場合 ⇒ 所定単位数の85%を算定(15%減算) 【新設】

過去3年間の就労定着者数が0の場合 ⇒ 所定単位数の70%を算定(30%減算)

過去4年間の就労定着者数が0の場合 ⇒ 所定単位数の50%を算定(50%減算)

減算割合強化

※ 「就労定着者」とは、一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6ヵ月以上雇用されている者

就労定着支援体制加算

加算創設の趣旨

- 一般就労への定着支援を充実・強化するため、就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を新たに創設

就労移行支援体制加算(平成26年度末まで)

- 一般就労移行後、6ヵ月以上就労している者の利用定員に占める割合が一定以上の場合、以下の区分に応じた単位数を加算

・ 就労定着者が5%以上15%未満	41単位
・ 就労定着者が15%以上25%未満	68単位
・ 就労定着者が25%以上35%未満	102単位
・ 就労定着者が35%以上45%未満	146単位
・ 就労定着者が45%以上	209単位

就労継続期間に応じた加算に見直し

就労定着支援体制加算(平成27年度から)

- 一般就労移行後、6ヵ月以上就労している者の利用定員に占める割合が一定以上の場合、就労継続期間に応じて、以下の区分に応じた単位数をそれぞれ加算

6ヵ月以上12月未満

5%以上15%未満	29単位
15%以上25%未満	48単位
25%以上35%未満	71単位
35%以上45%未満	102単位
45%以上	146単位



12ヵ月以上24月未満

5%以上15%未満	25単位
15%以上25%未満	41単位
25%以上35%未満	61単位
35%以上45%未満	88単位
45%以上	125単位



24ヵ月以上36月未満

5%以上15%未満	21単位
15%以上25%未満	34単位
25%以上35%未満	51単位
35%以上45%未満	73単位
45%以上	105単位

就労継続支援A型

○ 対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労可能な障害者(利用開始時、65歳未満の者)

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価(平成27年4月～)

基本報酬

就労継続支援A型サービス費 (I)	20人以下	584単位/日
職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する	21人以上40人以下	519単位/日
	41人以上60人以下	487単位/日
	61人以上80人以下	478単位/日
	81人以上	462単位/日
就労継続支援A型サービス費 (II)	20人以下	532単位/日
職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で10:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	21人以上40人以下	474単位/日
	41人以上60人以下	440単位/日
	61人以上80人以下	431単位/日
	81人以上	416単位/日

主な加算

就労移行支援体制加算 26単位 ⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合
施設外就労加算 100単位 ⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合
重度者支援体制加算(I)、(II) 22～56単位 ⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定
福祉専門職員配置等加算(I)、(II)、(III) 15、10、6単位 ⇒ I:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合 ⇒ II:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合 ⇒ III:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合
食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等 ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



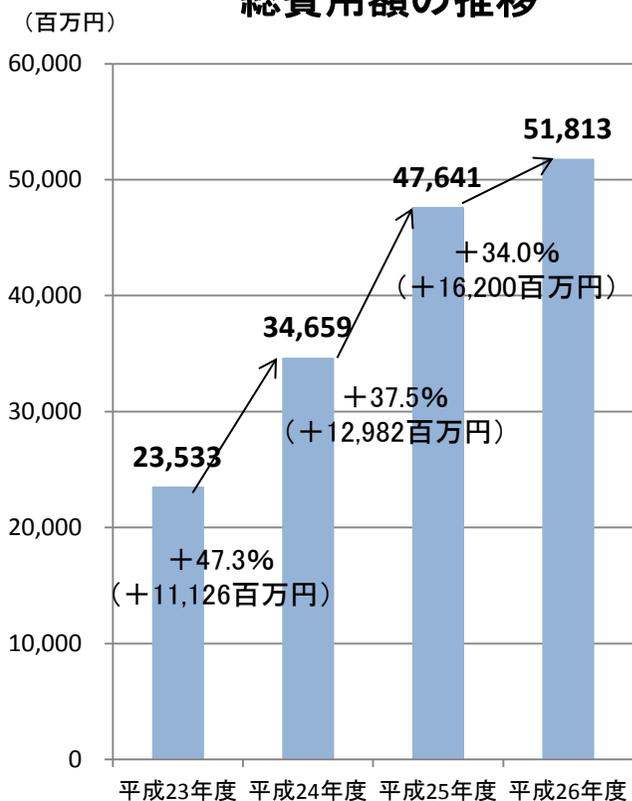
○ 事業所数 3,086(国保連平成27年12月実績)

○ 利用者数 55,279(国保連平成27年12月実績) **21**

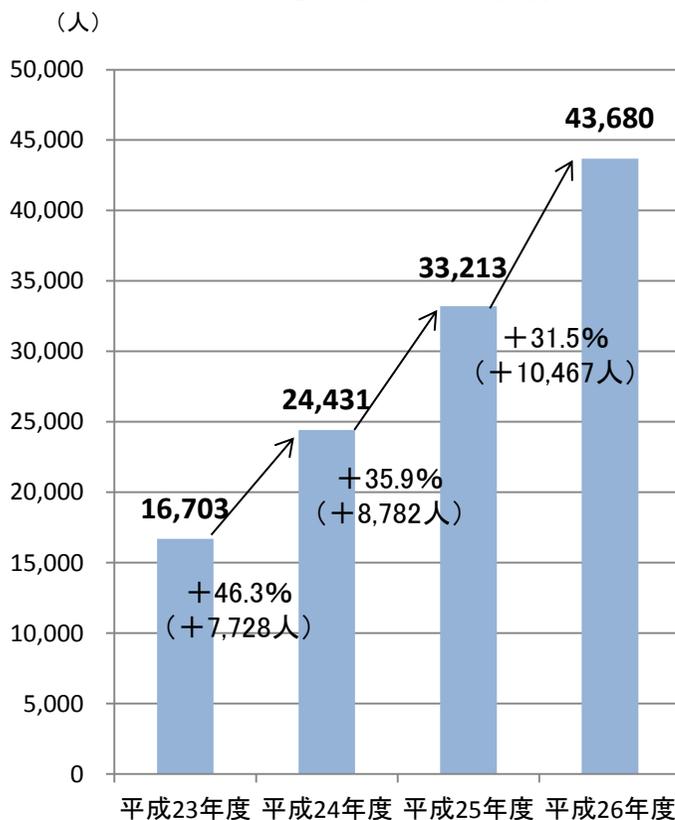
就労継続支援A型の現状

- 就労継続支援A型の平成26年度費用額は約518億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.8%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年、大きく増加してきている。

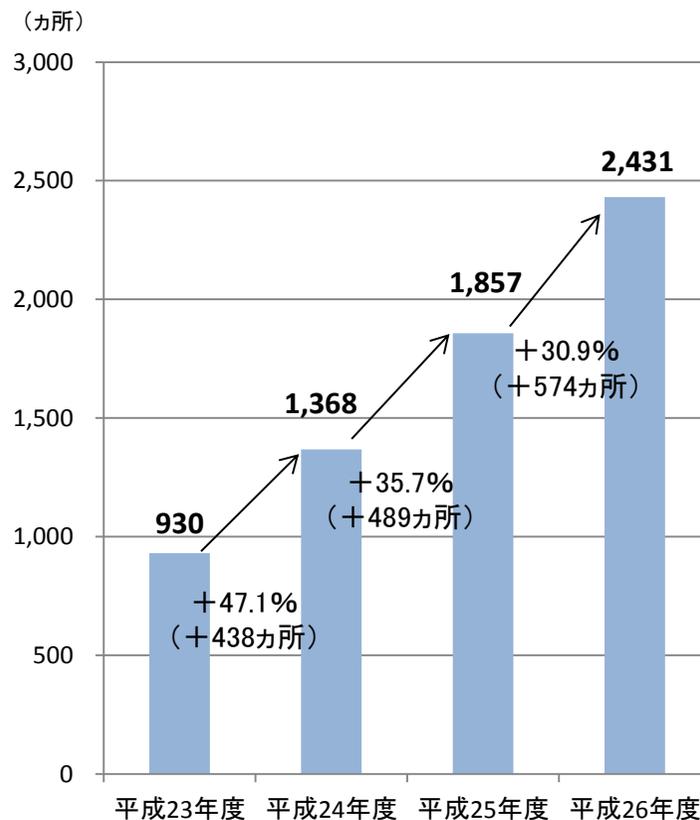
総費用額の推移



利用者数の推移

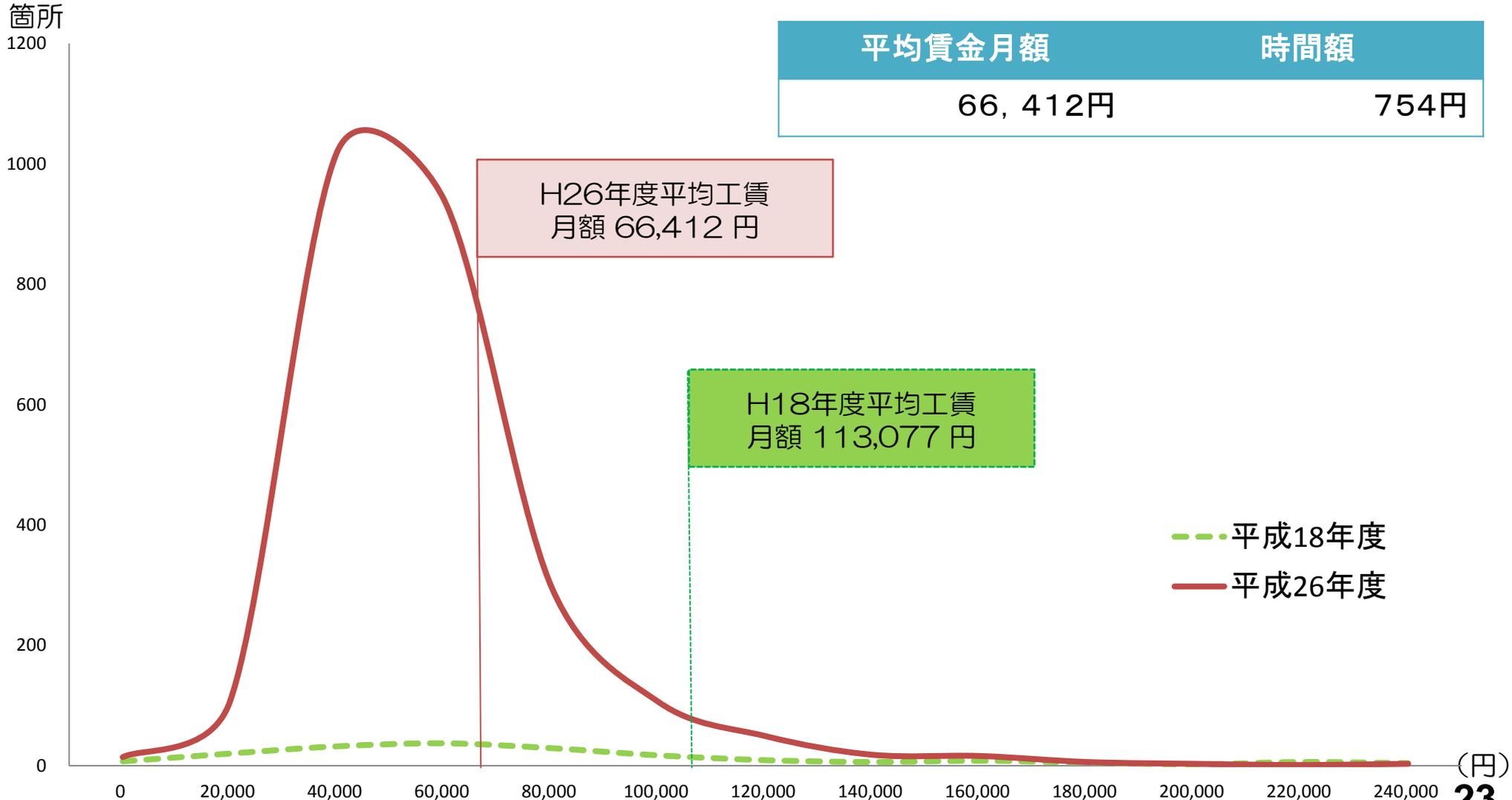


事業所数の推移



就労継続支援A型における平均賃金の状況

- 平成26年度の利用者1人当たりの平均賃金月額は、66,412円と18年度と比べて約41%減少している。
- また、平均賃金を時給換算すると754円となり、同年度の最低賃金の全国平均780円と同程度となっている。



就労継続支援A型における短時間減算の見直し(平成27年度報酬改定)

- 就労継続支援A型については、依然として短時間利用の問題が指摘されていることから、減算の仕組みを見直すとともに、減算割合を強化する。
- なお、予期せぬ状況等により、短時間利用となることがやむを得ない者の利用が妨げられないよう配慮する。

従来の短時間利用減算の仕組み

- 過去3ヵ月間において、雇用契約を締結している利用者の1週間あたりの利用時間が週20時間未満となっている利用者(短時間利用者)の占める割合が、現員数の50%以上である場合に基本報酬を減算する。
- 減算割合
 - ・ 短時間利用者の割合が50%以上80%未満
⇒ 所定単位数の90%を算定(10%減算)
 - ・ 短時間利用者の割合が80%以上
⇒ 所定単位数の75%を算定(25%減算)
- 例外規定はなし。

見直し後の短時間利用減算の仕組み

- 過去3ヵ月間における雇用契約を締結している利用者について、事業所の1日あたりの平均利用時間を算出し、当該平均利用時間に応じて基本報酬を減算する。
- 減算割合
 - ・ 平均利用時間が0時間以上1時間未満
⇒ 所定単位数の30%を算定(70%減算)
 - ・ 平均利用時間が1時間以上2時間未満
⇒ 所定単位数の40%を算定(60%減算)
 - ・ 平均利用時間が2時間以上3時間未満
⇒ 所定単位数の50%を算定(50%減算)
 - ・ 平均利用時間が3時間以上4時間未満
⇒ 所定単位数の75%を算定(25%減算)
 - ・ 平均利用時間が4時間以上5時間未満
⇒ 所定単位数の90%を算定(10%減算)
- 予期せぬ状況等により、短時間利用となることがやむを得ない者については、平均利用時間の算出から除外する。

就労継続支援A型における短時間利用減算の特例措置について

短時間利用減算における特例措置の必要性

- 短時間利用減算は、日中活動サービスの報酬が1日あたりの必要な費用を評価しているものであり、サービス提供時間が短い場合には支援に係る費用が通常よりもかからないことから、基本報酬の減額を行うものである。
- 一方で、サービス利用開始後に、利用開始時には予見できなかった事由で利用者が短時間利用となった場合、事業所にとっては予見できない報酬減から事業運営が不安定となってしまうことが懸念される。

特例措置による対応

特例措置の内容

就労継続支援A型の利用開始後において、サービス利用開始時には予見できない事由により短時間利用となってしまった場合は、短時間利用となった日から90日を限度に、当該短時間利用者については事業所における平均利用時間の算出から除外する。

<短時間利用減算の特例措置の適用例>

事例①: 筋ジストロフィーを罹患している利用者が、病状の進行により短時間利用となってしまった場合

⇒ 筋ジストロフィーは進行性のものであるが、病状の進行には個人差があり、短時間利用となってしまう時期は予見できないため。

事例②: 退院直後のサービス利用が短時間となってしまう場合

⇒ 入院そのものが予見できないため。

事例③: 家族の介護を受けながらサービスを利用していたが、家族の病気等により、居宅介護等のサービスによる介護が必要となってしまった場合

⇒ 家族の病気等による変化は予見できないため。

事例④: 精神障害者等で、体調に変動があったことにより短時間利用となってしまった場合

⇒ 体調の変動は予見できないため。ただし、利用開始時から短時間利用となることが明らかな場合は適用対象外。

指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について(ポイント)

(平成27年9月8日付障障発0908第1号)

1 就労継続支援A型の利用における支給決定手続きについて

就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供する観点からも、適正な支給決定手続きを行うこと

2 不適切な事業運営の事例

(1) 生産活動の内容が不適切と考えられる事例

就労機会の提供に当たり、収益の上がらない仕事した提供しておらず、就労継続支援A型事業の収益だけでは、最低賃金を支払うことが困難であると考えられる事例

⇒ 「就労支援事業別事業活動明細書」により、収益と費用の比率等を確認することで、最低賃金を支払うことが可能な事業内容であるかどうかを判断

(2) サービス提供の形態が不適切と考えられる事例

就労継続支援A型のサービス提供に当たり、利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない事例や、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間(例:1週間の所定労働時間が20時間)としている事例など、サービス提供に当たっての形態が不適切な事例

⇒ 適切なアセスメントに基づいた個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているかを確認。全ての利用者の労働時間が一律に短時間とされているような場合には、その理由を確認し、適切なアセスメントに基づいた結果であり、かつ、利用者の意向等に反して設定されているものではないかを確認

(3) 一定期間経過後に事業所を退所させている事例

就労継続支援A型の利用に当たり、利用してから一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど、不当に退所させていると考えられる事例

⇒ 一定期間(例:2年又は3年)が経過した後に就労継続支援B型事業所に移行し、事業所を退所している利用者について、退所理由を確認。また、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となった利用者について、当該助成金の助成対象期間経過後に退所させられているようなことがないかを確認

就労継続支援A型の適正な実施に向けた指導について

全国厚生労働関係部局長会議資料(平成28年1月20日)抜粋

- 就労継続支援A型事業については、
 - ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員(基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」)がフルタイムで就労している事例
 - ・ 利用者も従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
 - ・ 正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しない事例などの不適切な運営を行っている事例が指摘されているところである。
- そのため、就労継続支援A型事業における報酬の適正化を図るため、平成24年10月から、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであり、さらに、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、当該減算の仕組みについて事業所における利用実態を踏まえたものとなるよう見直しを行い、平成27年10月から施行されているところである。
- また、報酬面での適正化に加えて、運営面での適正化も図るため、就労継続支援A型の利用手続きや不適切な事業運営の事例に係る指導の際の確認点を整理し、平成27年9月8日付けで「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」(障害福祉課長通知)を発出したところである。
- 都道府県、指定都市及び中核市におかれては、当該通知も活用しつつ、不適切な事業運営を行っている就労継続支援A型事業所に対する指導監査の強化をお願いします。指導監査にあたっては、以下の点について重点的に確認し、法令に基づいた厳格な対応をお願いします。
 - ・ 「就労支援事業別事業活動明細書」の収益と費用の比率等により、就労継続支援A型事業での生産活動の内容が最低賃金を支払うことが可能かどうか。
 - ・ 適切なアセスメントにより個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているか。また、利用者の労働時間が、利用者の意向等に反して一律に短時間とされていないか。
 - ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給対象となった利用者について、当該助成金の支給終了後に退所させられていないかどうか。

就労継続支援B型

○ 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価(平成27年4月～)

基本報酬

就労継続支援B型サービス費 (Ⅰ) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	20人以下	584単位/日
	21人以上40人以下	519単位/日
	41人以上60人以下	487単位/日
	61人以上80人以下	478単位/日
	81人以上	462単位/日
就労継続支援B型サービス費 (Ⅱ) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で10:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	20人以下	532単位/日
	21人以上40人以下	474単位/日
	41人以上60人以下	440単位/日
	61人以上80人以下	431単位/日
	81人以上	416単位/日

主な加算

- 就労移行支援体制加算 13単位**
⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合
- 施設外就労加算 100単位**
⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合
- 重度者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 22～56単位**
⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定
- 食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等**
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能
- 目標工賃達成加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 69、59、32単位**
⇒ Ⅰ:都道府県の最低賃金の2分の1以上の工賃を達成した場合等
⇒ Ⅱ:都道府県の最低賃金の3分の1以上の工賃を達成した場合等
⇒ Ⅲ:都道府県の平均工賃以上の工賃を達成した場合等
※就労継続支援B型特有の加算



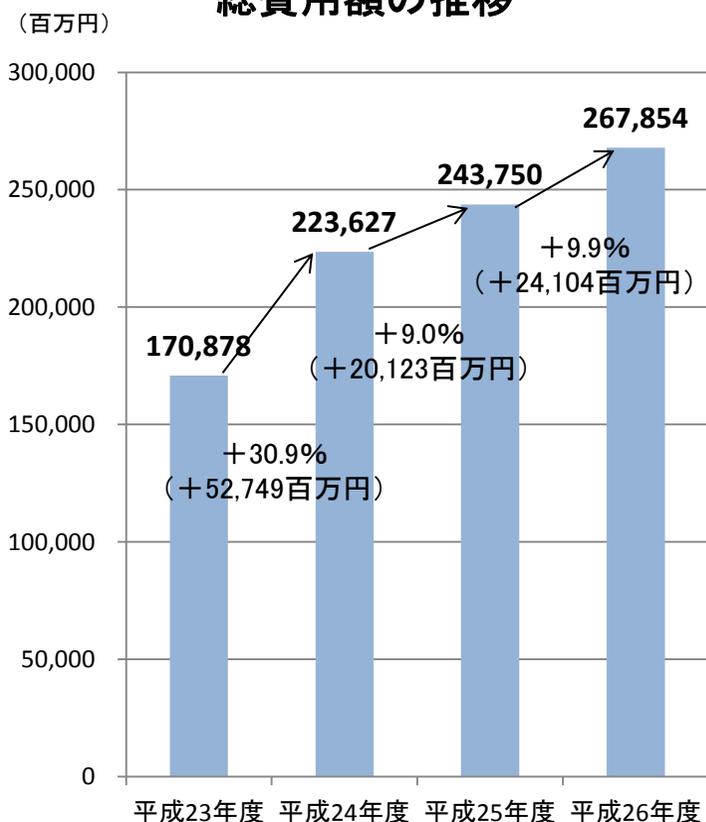
○ 事業所数 9,866(国保連平成27年12月実績)

○ 利用者数 206,965(国保連平成27年12月実績)

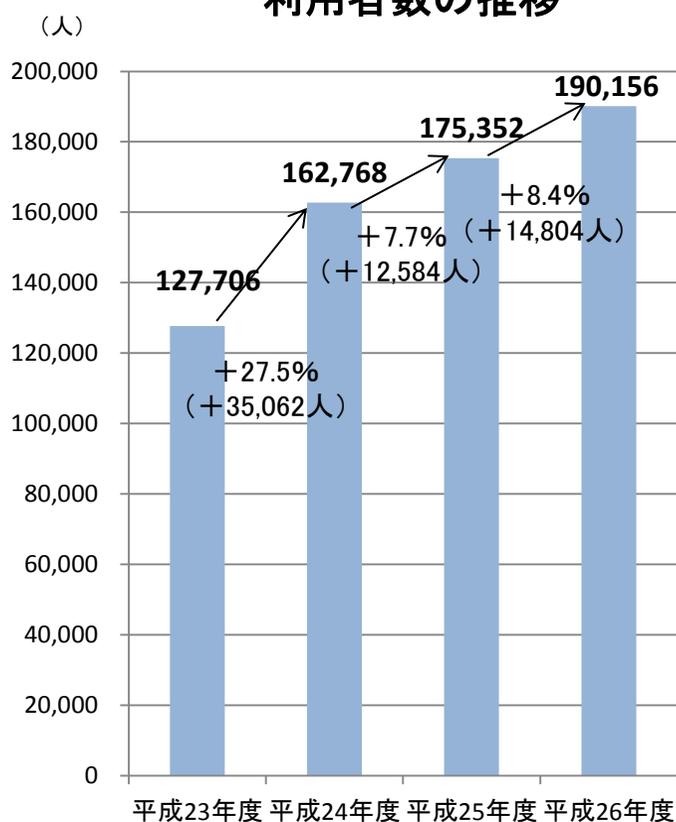
就労継続支援B型の現状

- 就労継続支援B型の平成26年度費用額は約2,679億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約16.1%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年増加している。

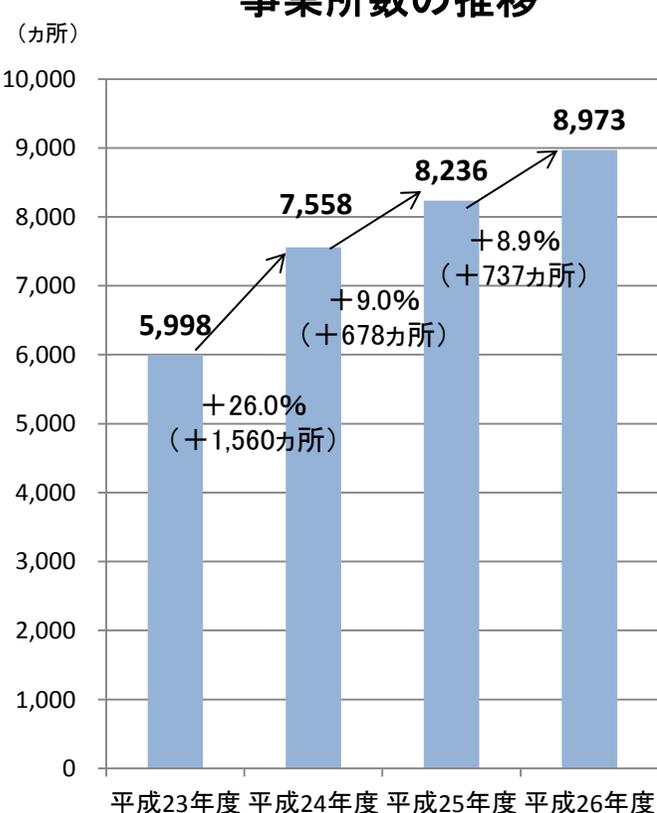
総費用額の推移



利用者数の推移



事業所数の推移



就労継続支援B型事業所における平均工賃

(平成18年度)

(平成26年度)

12,222 円 → 14,838円 <21.4%増>

※ 就労継続支援B型事業所の一人当たり平均工賃月額
(平成18年度は入所・通所授産施設、小規模通所授産施設を含む)

参考

○ 就労継続支援B型事業所(平成26年度末時点)で、平成18年度から継続して工賃向上に向けた計画を策定し取組を行っている施設の平均工賃

(平成18年度)

(平成26年度)

12,542円 → 16,097円 <28.3%増>

○ 一般の事業所(事業所規模5人以上)の労働者の現金給与総額(厚生労働省:毎月勤労統計調査)

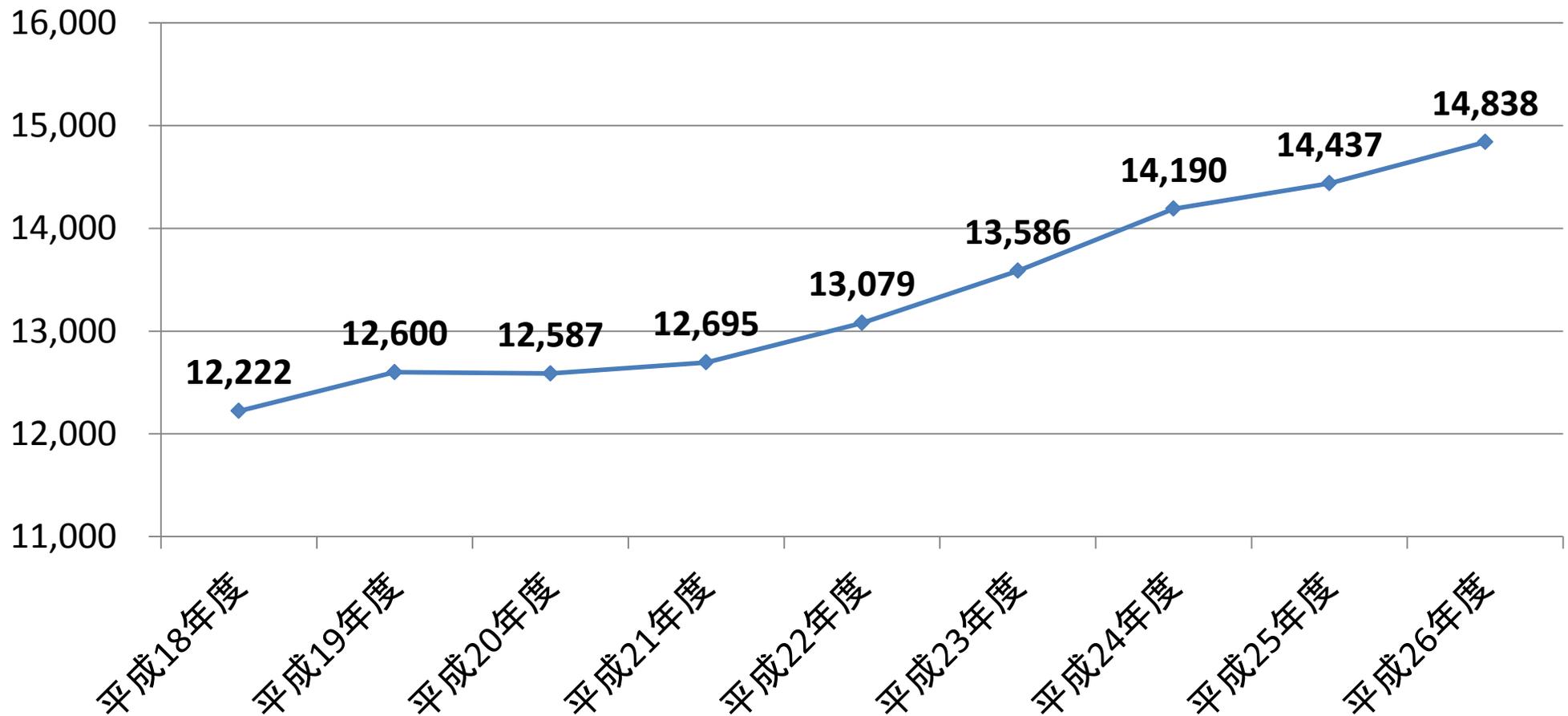
(平成18年度)

(平成26年度)

334,374円 → 315,984円 <5.5%減>

就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

○ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加してきており、平成18年度から21.4%上昇している。



(※) 平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

都道府県別平均工賃(平成25年度、平成26年度)

(円/月額)

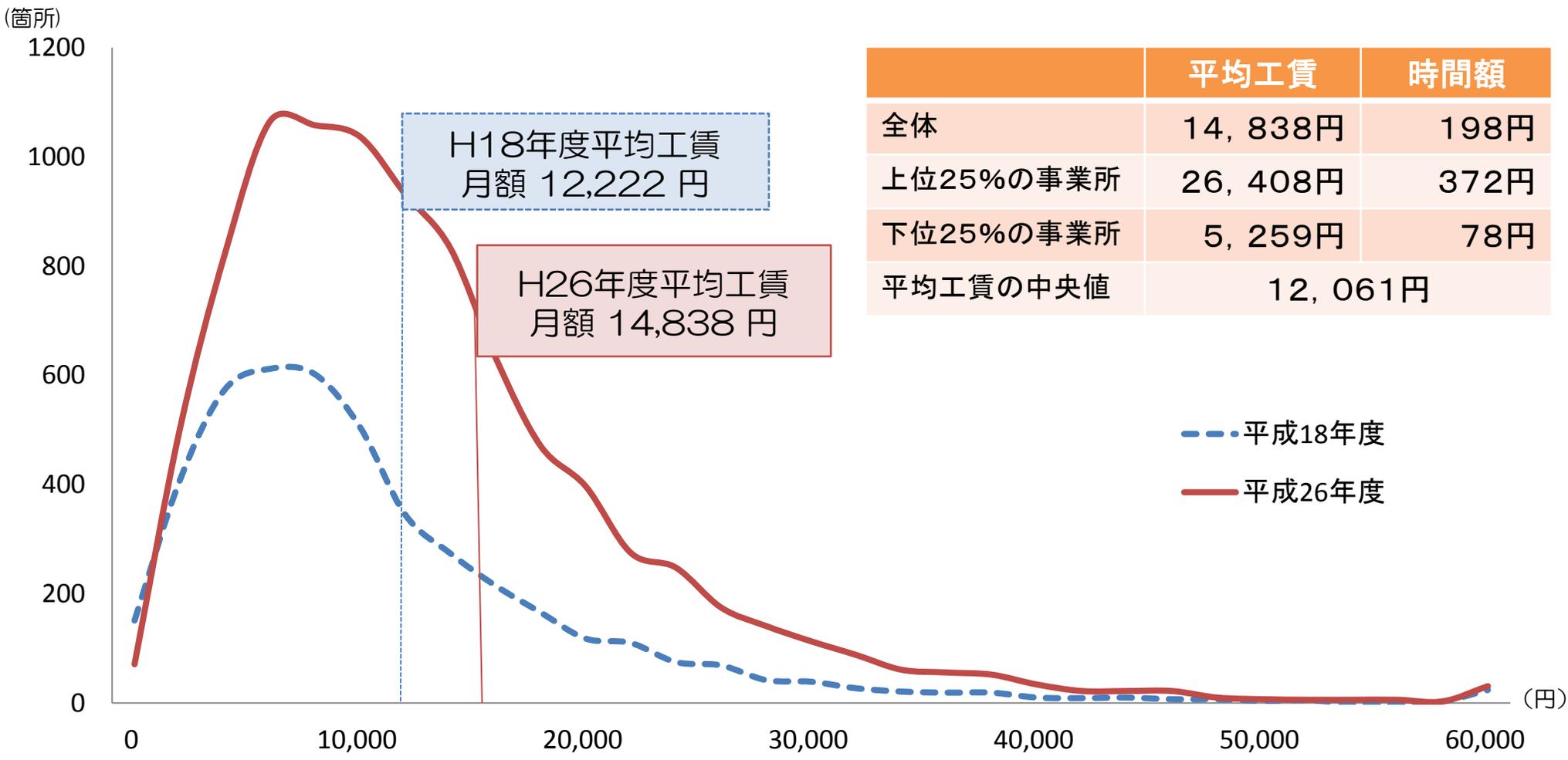
都道府県	平成25年度	平成26年度
北海道	18,848	18,108
青森県	12,125	12,688
岩手県	18,114	18,610
宮城県	16,989	18,186
秋田県	13,790	14,273
山形県	11,526	11,476
福島県	12,842	13,571
茨城県	11,353	11,465
栃木県	14,804	15,451
群馬県	16,346	16,979
埼玉県	13,309	13,950
千葉県	12,596	13,150
東京都	14,588	14,935
神奈川県	13,180	13,709
新潟県	13,416	14,128
富山県	14,027	14,546
石川県	15,297	15,857
福井県	19,733	20,501
山梨県	15,449	15,230
長野県	14,074	14,333
岐阜県	11,756	12,955
静岡県	14,055	14,363
愛知県	15,318	15,917
三重県	12,851	12,950

都道府県	平成25年度	平成26年度
滋賀県	17,558	17,987
京都府	15,395	15,669
大阪府	10,345	10,763
兵庫県	13,020	13,608
奈良県	13,856	14,335
和歌山県	15,741	16,169
鳥取県	17,089	17,179
島根県	17,921	18,173
岡山県	12,126	12,873
広島県	15,551	15,644
山口県	15,639	16,305
徳島県	19,299	20,388
香川県	13,920	13,938
愛媛県	14,667	15,578
高知県	18,738	19,034
福岡県	13,112	13,392
佐賀県	16,875	17,065
長崎県	13,894	14,664
熊本県	13,648	14,042
大分県	15,869	16,134
宮崎県	15,078	16,142
鹿児島県	14,119	14,582
沖縄県	14,032	14,166
全国平均	14,437	14,838

(注) 就労継続支援B型事業所の平均

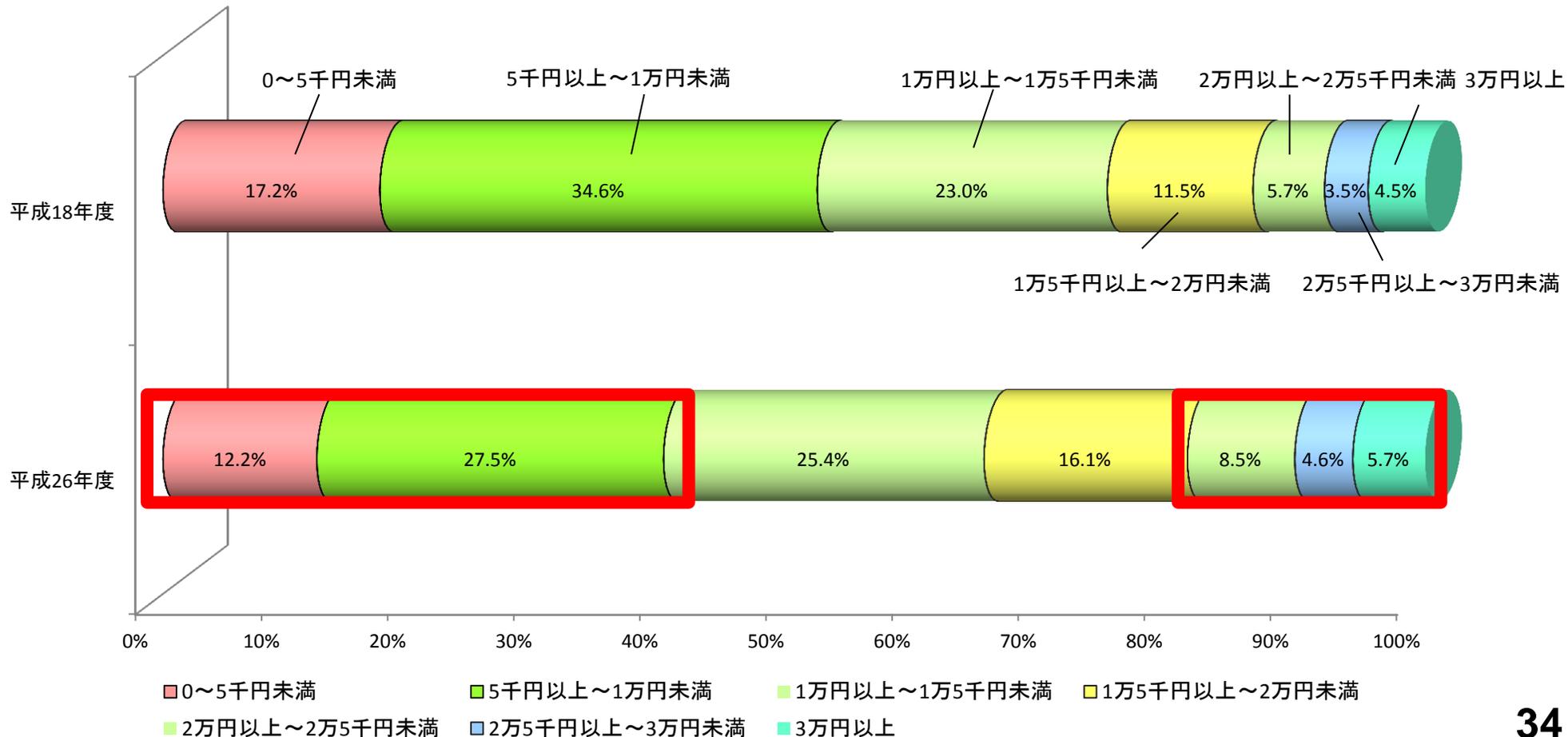
就労継続支援B型における平均工賃の状況

- 平成26年度の利用者1人当たりの平均工賃月額は、14,838円と18年度と比べて21.4%上昇している一方、上位25%と下位25%の事業所の平均工賃には約5倍の差がある。
- また、平均工賃を時給換算すると187円となり、同年度の最低賃金の全国平均780円の4分の1以下となっている。



就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は増加しており、全体の2割弱となっている。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は減少しているものの、全体の約4割となっている。



就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービス提供の推進について(ポイント) (平成28年3月30日付障障発0330第1号)

1 就労継続支援(A型・B型)を利用する際の留意点について

(1) 就労継続支援A型の利用に係る支給決定手続き

- 就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供する観点からも、適正な支給決定手続きを行うこと。また、本支給決定の判断に当たっては、一般就労や就労移行支援などの他の事業の利用の可能性を検討すること。
- 市町村において、例外的に暫定支給決定によるアセスメントを行わなくても差し支えないとする取扱いを行う場合は、手続きの明確化・透明化を図ることが必要であること。その際には、管内の市町村で著しい違いが生じないよう、都道府県が積極的に関与することが重要であること。

(2) 就労継続支援B型の利用に係る支給決定手続き

- 就労継続支援B型の利用を希望する障害者に対し、B型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例やアセスメント結果が利用する事業所に引き継がれていない事例などがみられるため、障害者のニーズや能力、一般就労への移行の可能性を踏まえた支援が提供されるよう、適切にアセスメントを実施すること。

2 事業所における適切なサービス提供に向けた指導について

(1) 一般就労への移行実績が低い就労移行支援事業所に対して、重点的に指導を実施すること。また、指導後も改善の見込みがない場合には、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要であること。

(2) 就労機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しない事例など、運営基準の各規定の趣旨に抵触すると考えられる不適切な事業運営を行っている就労継続支援A型事業所に対して、重点的に指導を実施すること。また、指導後も改善の見込みがない場合には、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要であること。

(3) 運営基準で定める工賃の最低水準である三千円を下回っている就労継続支援B型事業所に対して、重点的に指導を実施すること。また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターへの移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要であること。

工賃向上計画支援事業の概要

平成28年度予算額案:3.4億円

事業目的

就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るとともに、共同受注窓口を活用した受発注を促進するため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口の体制整備等を行う。

事業の実施主体

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)
- 社会福祉法人やNPO法人等の民間団体(特別事業の③)

基本事業(補助率:1/2)

①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

特別事業(補助率:10/10)

①共同受注窓口の体制整備等の支援

- 複数の事業所が共同で受注や情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備に係る支援
- 新** ○ 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

新 ②農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

③障害者の技術向上支援(モデル事業)

- 障害者に対し、様々な分野で活躍する専門家による技術指導を直接行い、一流の技術を身につけるためのプログラムをモデル的に実施

農福連携による障害者の就農促進プロジェクトについて（新規）

平成28年度予算額(案): 1.1億円

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県
※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

① 農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

② 農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

<事業のスキーム>



目標工賃達成加算の拡充等(平成27年度報酬改定)

見直しの趣旨

事業所における工賃向上に向けた取組を推進するため、新たな加算区分を創設するとともに、現行加算の要件見直しと加算単位数を引き上げる。

目標工賃達成加算Ⅰ(平成26年度末まで)

【単位数】 49単位/日

【算定要件】

- ① 前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/3以上
- ② 前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ③ 工賃向上計画を作成していること



目標工賃達成加算Ⅱ(平成26年度末まで)

【単位数】 22単位/日

【算定要件】

- ① 前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均の80/100以上
- ② 工賃向上計画を作成していること



目標工賃達成加算Ⅰ(新設)

【単位数】 69単位/日

【算定要件】

- ① 前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上
- ② 前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/2以上
- ③ 前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ④ 工賃向上計画を作成していること

目標工賃達成加算Ⅱ

【単位数】 59単位/日

【算定要件】 現行の要件に「前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上」を追加

目標工賃達成加算Ⅲ

【単位数】 32単位/日

【算定要件】 現行の要件の①について、「各都道府県の施設種別平均以上」と見直すとともに、「前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上」を追加

特別支援学校高等部卒業者等に係る就労継続支援B型事業の利用の取扱いについて

平成26年度までの取扱(対象者)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月31日までの間に限る。)



平成27年度以降の取扱

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

※ 平成27年3月以前から就労継続支援B型事業を利用している者については、改めて就労移行支援事業所によるアセスメントを受けなくとも、平成27年4月以降も引き続き利用することが可能であること。

(前回の経過措置では、平成25年4月以降にアセスメントを経ることなくB型事業の利用を開始した者については、支給決定更新時にアセスメントを受けることとしていたが、これらの者についても同様の取扱いとする。)

障害者の就労支援とアセスメント

- 障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるようにするためには、
 - ① **障害者がそれぞれに最も適した「働く場」（一般就労、就労継続支援事業所（A型・B型）など）に円滑に移行できるようにするための支援**
 - ② **障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援**が必要。

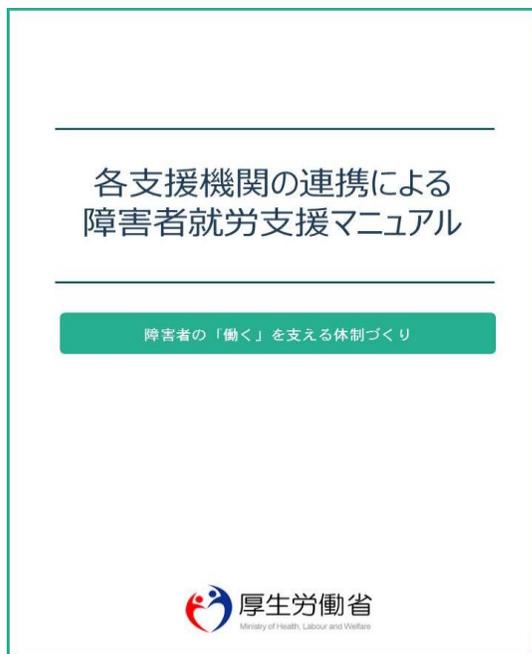
- こういった支援は、支援対象者の就労能力や生活の状況を踏まえて行われる必要があるため、支援の開始にあたって、支援対象者の就労面や生活面に関する情報をアセスメントにより把握しておくことが不可欠。

- アセスメントにより把握された情報は、一連の就労支援が行われる中で、各機関によって共有・更新され、長期間にわたって活用される。

(参考)

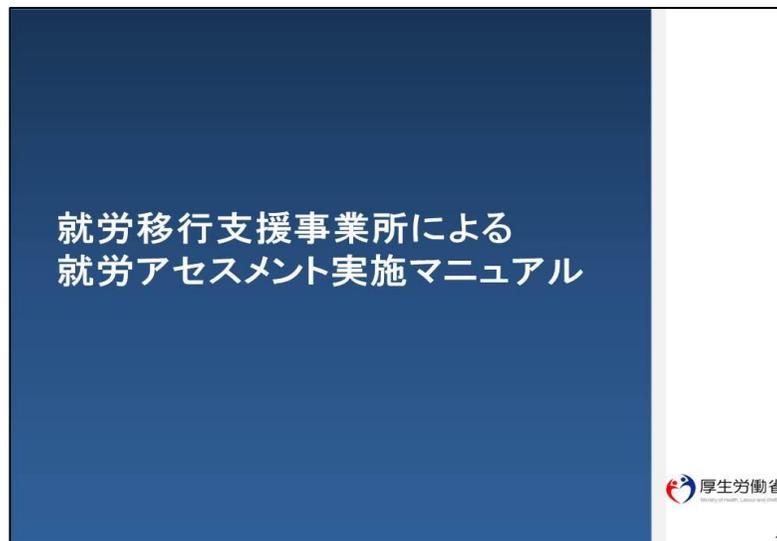
各支援機関の連携による 障害者就労支援マ ニュアル

(平成27年3月16日各都道府県 指定都
市 中核市障害保健福祉主管課あて厚生
労働省社会・援護局障害保健福祉部障
害福祉課事務連絡)



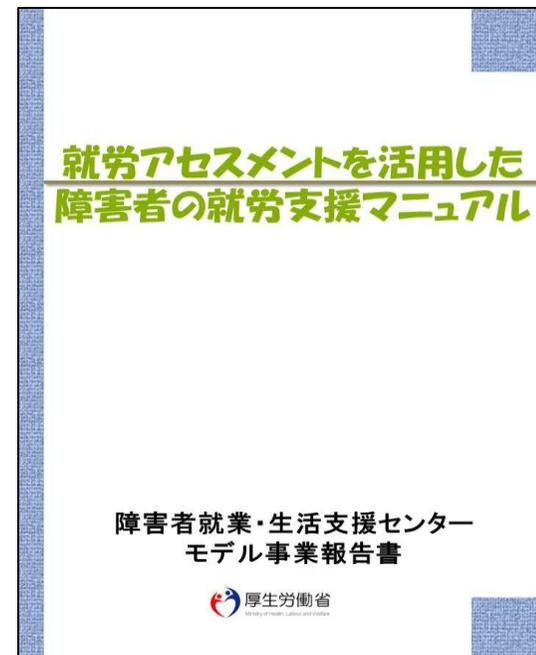
就労移行支援事業所に よる就労アセスメント実 施マニュアル

(平成27年4月22日各都道府県 指定都
市 中核市障害保健福祉主管課あて厚生
労働省社会・援護局障害保健福祉部障
害福祉課事務連絡)



就労アセスメントを活用 した障害者の就労支援 マニュアル

(平成27年8月3日各都道府県 指定都
市 中核市障害保健福祉主管課あて厚
生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課事務連絡)



(厚労省ホームページに掲載)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiushahukushi/service/shurou.html

Ⅲ 障害者優先調達推進法について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）

調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供(第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他 (附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

障害者就労施設等からの調達実績（前年度との比較）

	平成25年度		平成26年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	2,628	5.6億円	4,491	6.4億円	1,863	0.8億円
独立行政法人等	3,062	6.9億円	4,474	8.2億円	1,412	1.3億円
都道府県	14,596	21.4億円	18,368	25.9億円	3,772	4.6億円
市町村	43,481	86.6億円	57,974	106.1億円	14,493	19.5億円
地方独立行政法人	1,150	2.5億円	3,751	4.7億円	2,601	2.2億円
合 計	64,917	123.0億円	89,058	151.3億円	24,141	28.3億円

障害者就労施設等と国の行政機関との契約実績

契約額（円）

府省庁名	25年度	26年度	府省庁名	25年度	26年度	府省庁名	25年度	26年度
内閣府	2,154,559	3,338,558	外務省	3,753,523	3,528,472	消費者庁	74,330	1,731,847
内閣法制局	1,180,804	729,224	財務省	27,804,862	51,468,017	最高裁判所	5,394,976	10,982,788
人事院	143,456	1,614,570	文部科学省	21,698,383	13,754,183	衆議院	1,555,575	2,685,657
宮内庁	7,713,917	8,896,908	厚生労働省	228,363,213	298,365,655	参議院	1,223,898	465,588
公正取引委員会	1,160,775	1,190,721	農林水産省	14,733,293	23,301,190	国立国会図書館	30,237,976	30,718,076
警察庁	98,701,038	71,619,772	経済産業省	2,106,123	5,876,037	会計検査院	211,300	1,100,535
金融庁	1,691,990	3,529,526	国土交通省	9,215,754	16,884,531	復興庁	35,700	1,278,018
総務省	589,206	10,346,742	環境省	2,754,217	15,750,178	特定個人情報保護委員会	0	106,056
法務省	58,587,005	21,381,629	防衛省	34,974,237	37,273,466	合計	556,060,110	637,811,888

障害者就労施設等からの優先調達事例

物 品

書籍・事務用品

封筒、ゴム印、ファイル、インクカートリッジ、トナー、仕切り用紙

食料品・飲料

会議・来客用茶菓、会議用弁当、パン、非常食

その他

段ボール、ごみ袋、軍手、ウェス、ふきん、防災用品

役務（サービス）

印刷

封筒、ポスター、ガイドブック、リーフレット、報告書、会議資料、料金受取人払用はがき、訂正シール、OCR用紙、A4記録用紙、名刺

クリーニング

白衣、シーツ、カーテン

清掃・施設管理

庁舎内清掃、除草、樹木選定、花壇植え込み、草花プランター設置、蜂の巣駆除

情報処理・
テープ起こし

議事録作成、テープ起こし、会議録音、手話通訳、データ入力・集計

その他

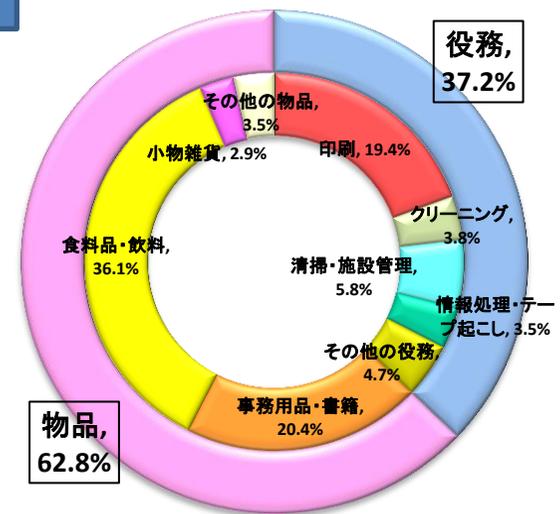
封入・発送、倉庫内書類整理、表彰状・感謝状筆耕

平成26年度障害者就労施設等との調達の内訳(各省庁分)

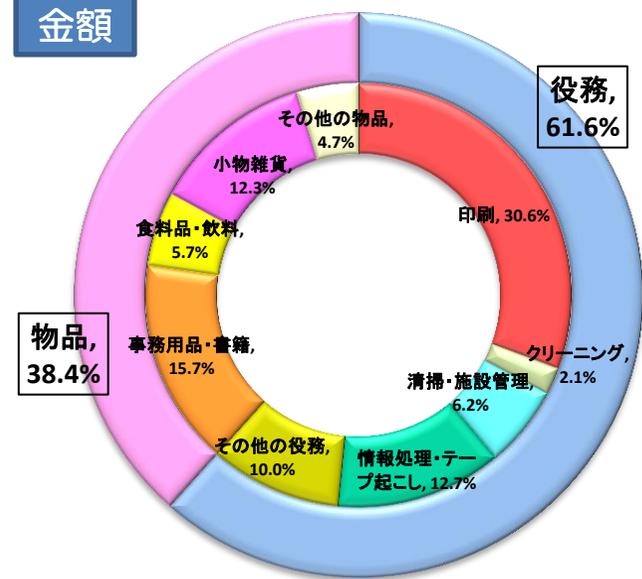
○ 各省庁における調達内容を見ると、パンフレットやポスター等の印刷、報告書に係るデータ集計等の情報処理・テープ起こし、ファイル等の購入に係る事務用品・書籍での調達額が多い。

件数

種類	件数	金額	
		割合	割合
役務	1,669 件	37.2%	61.6%
印刷	870 件	19.4%	30.6%
クリーニング	169 件	3.8%	2.1%
清掃・施設管理	262 件	5.8%	6.2%
情報処理・テープ起こし	159 件	3.5%	12.7%
飲食店等の運営	0 件	0.0%	0.0%
その他の役務	209 件	4.7%	10.0%
物品	2,822 件	62.8%	38.4%
事務用品・書籍	915 件	20.4%	15.7%
食料品・飲料	1,620 件	36.1%	5.7%
小物雑貨	131 件	2.9%	12.3%
その他の物品	156 件	3.5%	4.7%
合計	4,491 件	100.0%	100.0%



金額

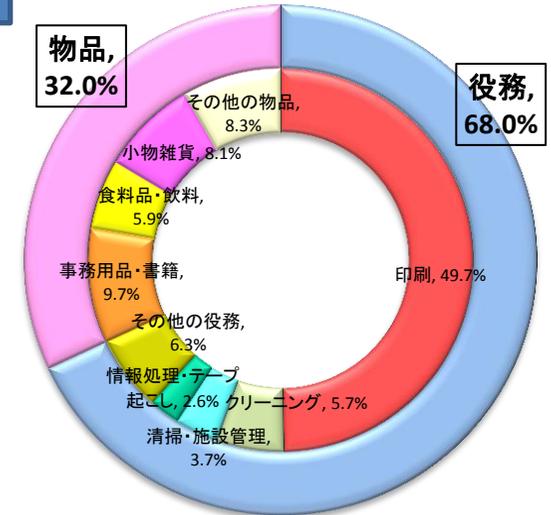


平成26年度障害者就労施設等との調達の内訳(都道府県分)

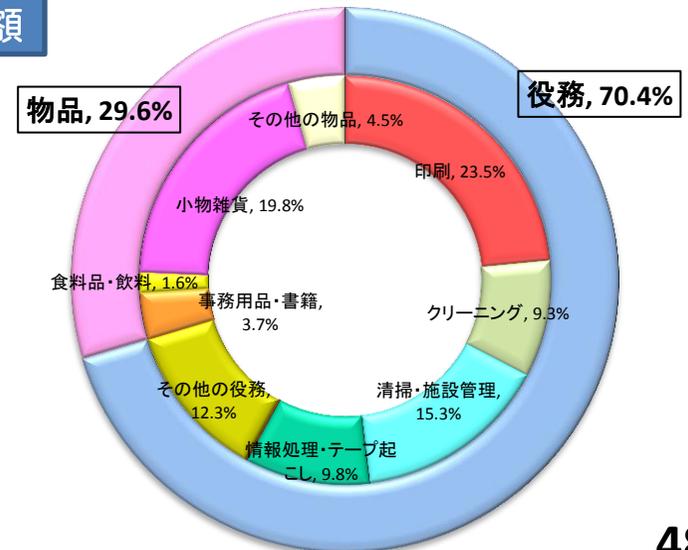
○ 都道府県における調達内容を見ると、パンフレット等の印刷、記念品等の購入に係る小物雑貨での調達額が多い。

種類	件数	金額	
		割合	割合
役務	12,498 件	68.0%	1,823,365,396 円
印刷	9,128 件	49.7%	608,009,243 円
クリーニング	1,048 件	5.7%	240,079,702 円
清掃・施設管理	673 件	3.7%	397,684,729 円
情報処理・テープ起こし	482 件	2.6%	253,658,290 円
飲食店等の運営	3 件	0.0%	6,215,969 円
その他の役務	1,164 件	6.3%	317,717,463 円
物品	5,870 件	32.0%	768,091,937 円
事務用品・書籍	1,776 件	9.7%	96,052,578 円
食料品・飲料	1,079 件	5.9%	41,686,864 円
小物雑貨	1,484 件	8.1%	514,393,124 円
その他の物品	1,531 件	8.3%	115,959,371 円
合計	18,368 件	100.0%	2,591,457,333 円

件数



金額

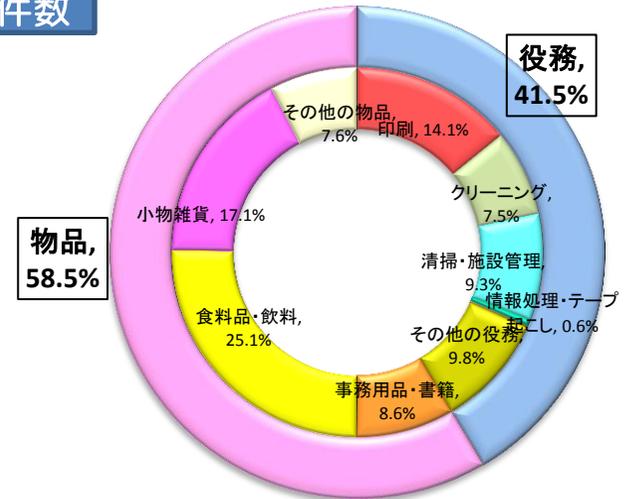


平成26年度障害者就労施設等との調達の内訳(市町村分)

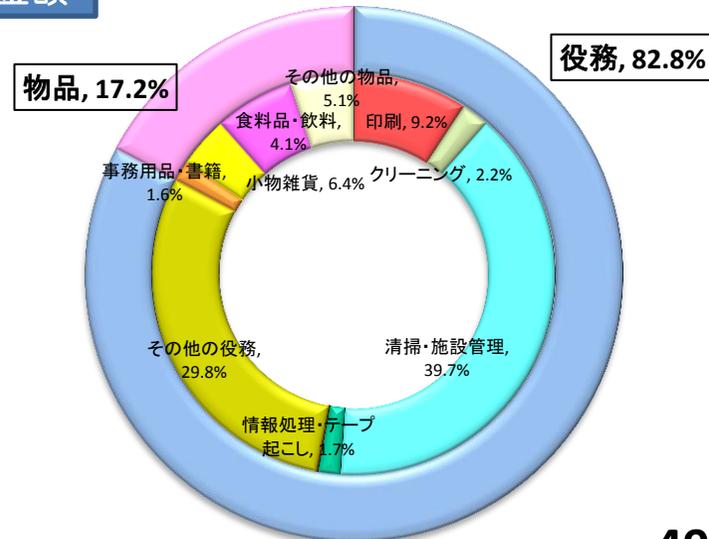
○ 市町村における調達内容を見ると、公園や庁舎内の清掃、広報誌の封入・発送業務などのその他の役務での調達額が多い。

種類	件数	金額	
		割合	割合
役務	24,055 件	41.5%	82.8%
印刷	8,170 件	14.1%	9.2%
クリーニング	4,373 件	7.5%	2.2%
清掃・施設管理	5,377 件	9.3%	39.7%
情報処理・テープ起こし	356 件	0.6%	1.7%
飲食店等の運営	121 件	0.2%	0.2%
その他の役務	5,658 件	9.8%	29.8%
物品	33,919 件	58.5%	17.2%
事務用品・書籍	4,996 件	8.6%	1.6%
食料品・飲料	14,562 件	25.1%	4.1%
小物雑貨	9,935 件	17.1%	6.4%
その他の物品	4,426 件	7.6%	5.1%
合計	57,974 件	100.0%	100.0%

件数



金額



IV 障害者総合支援法施行後3年 を目途とした見直し

障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し事項

障害者総合支援法附則第3条においては、施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

附 則 （平成二四年六月二七日法律第五一号） 抄

（検討）

第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて（就労支援抜粋）

（社会保障審議会障害者部会 報告書概要／平成27年12月14日）

障害者の就労支援について

（1）現状・課題

（就労系障害福祉サービス等の現状と課題）

- 就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）から一般就労に移行した障害者の数は、平成20年度（障害者自立支援法施行時）1,724人に対し、平成25年度10,001人であり、5年間で約5.8倍となっている。また、民間企業（50人以上）における障害者の雇用者数は約43万1千人（平成26年6月）、ハローワークを通じた障害者の就職件数は約8万5千人（平成26年度）であり、いずれも年々増加しており、特に精神障害者の伸びが大きい。
- 就労移行支援事業所については、一般就労への移行率（利用実人員に占める就職者数）が20%以上の事業所の割合が増加する一方、移行率が0%の事業所の割合は約30%強で推移しており、移行率の二極化が進んでいる。
- なお、就労移行支援の標準利用期間（2年間）について、訓練期間としては短い障害者もいることから、これを延ばすべきとの意見がある一方、期間を延ばせばかえって一般就労への移行率が下がってしまうおそれがあり、むしろ、就労継続支援も組み合わせ、利用者の状態に応じた支援を行っていくべきとの意見もある。
- 平成25年度において、就労継続支援A型事業所から一般就労へ移行した者の割合は4.9%、就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行した者の割合は1.6%となっており、サービスを利用する中で能力を向上させ、一般就労が可能になる者もいる。また、B型事業所の一人当たり平均工賃月額（平成25年度）は、約17%の事業所で2万円以上の工賃を実現している一方、約40%の事業所で工賃が1万円未満であり、厚生労働省が定める運営基準（3千円）に達していない事業所も存在する。
- 障害者就労施設等の受注機会を確保するため、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、調達件数や金額は伸びているものの、地域によって調達実績に差が見られる状況である。

（就労定着支援）

- 障害者の就労定着支援について、就業面の支援は、基本的には企業の合理的配慮や労働政策の中で行われるべきものであるが、また、就業に伴う生活面の支援は、障害者就業・生活支援センター（生活支援員）や就労移行支援事業所が中心となって実施している。
- 障害者雇用促進法の法定雇用率については、平成30年度から精神障害者の雇用についても算入される予定である。今後、在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。企業に雇用された障害者の早期離職を防ぎ、職場に定着することは、障害者の自立した生活を実現するとともに、障害福祉サービスを持続可能なものとする観点からも重要である。

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

(社会保障審議会障害者部会 報告書概要／平成27年12月14日)

(2) 今後の取組

(基本的な考え方)

- どの就労系障害福祉サービスを利用する場合であっても、障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃・賃金向上や一般就労への移行をさらに促進させるための取組を進めるべきである。また、就業に伴う生活面での課題等を抱える障害者が早期に離職することのないよう、就労定着に向けた支援を強化するための取組を進めるべきである。

(就労移行支援)

- 就労移行支援については、平成27年度報酬改定の効果も踏まえつつ、一般就労への移行実績を踏まえたメリハリを付けた評価を行うべきである。あわせて、支援を行う人材の育成(実地研修を含む。)や支援のノウハウの共有等を進めるべきである。

(就労継続支援)

- 就労継続支援については、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して就業の機会の提供等を行うこととしており、こうしたサービスを利用する中で、能力を向上させ一般就労が可能になる障害者もいることから、一般就労に向けた支援や一般就労への移行実績も踏まえた評価を行うべきである。

また、就労継続支援B型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなど、メリハリをつけるべきである。就労継続支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等を行うべきである。

さらに、一般就労が困難な障害者に対して適切に訓練が提供され、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するため、就労継続支援B型の利用希望者に対して本年度から本格実施されている就労アセスメントの状況把握・検証を行うとともに、その効果的かつ円滑な実施が可能な体制を整備しつつ、対象範囲を拡大していくべきである。

- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づく官公需に係る障害者就労施設等からの物品や役務の調達の推進については、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するものであることから、地方公共団体に対する調達事例の提供や調達方針の早期策定を促すなど、受注機会の増大が図られるよう、必要な取組を推進すべきである。

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

(社会保障審議会障害者部会 報告書概要／平成27年12月14日)

(2) 今後の取組

(就労定着に向けた生活面の支援を行うサービス等)

- 在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズに対応するため、財源の確保にも留意しつつ、就労定着支援を強化すべきである。具体的には、就労系障害福祉サービスを受けていた障害者など、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、労働施策等と連携して、就労定着に向けた支援(企業・家族との連絡調整や生活支援等)を集中的に提供するサービスを新たに位置付けるべきである。
- 就労定着に当たっては、企業の協力も重要であることから、障害者就業・生活支援センター事業の充実や企業に対する情報・雇用ノウハウの提供など、引き続き、労働政策との連携を図るべきである。

(サービス内容の情報公表)

- 就労系障害福祉サービスについて、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報を公表する仕組みを設けるべきである。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。

